

(案)

資料2



こどものこえを聴き、
こどものしあわせをいちばんに考える

『みんなでつくる

“こどもまんなか”

やおのまち』



八尾市こども計画

2025年3月

八尾市

「みんなでつくる“こどもまんなか”やおのまち」の実現に向けて

この度、本市は、「八尾市こども計画」を策定しました。
この計画は、こども基本法に基づく新たな計画で「みんなでつくる“こどもまんなか”やおのまち」を基本理念に掲げております。こどもの声を聴き、こどものことを真ん中において考える地域社会をめざすという新たなステージは、これからの八尾市政にとって非常に意義深く、こどもの幸せを最優先に考えるための基本姿勢であると考えています。



本市では令和2年（2020年）に「八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）」を策定し、総合的なこどもの健全育成、子育て支援および若者相談支援を、切れ目なく推進してまいりました。令和4年（2022年）には、予防的な観点からこどもの最善の利益を考え、こどもの育ちに応じた支援を一層推進するために、こども総合支援センター「ほっぷ」を開設し、さらに、令和6年（2024年）には、母子保健と児童福祉を一体化した機能を有する「こども家庭センター」へと発展させ、妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない支援体制を強化してきたところです。また、すべてのこどもの尊厳を守る観点から、全国のモデル事業に採択されたいじめ報告アプリの導入等の学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりなど、ひとりで悩まずいじめを相談できる環境づくりにも注力してまいりました。

今回、新たに策定する本計画では、こどもの意見を取り入れながら、こどもの幸せを最優先に考え、「こどもの権利を考える」、「こどものこえを聴く」、「こどもの成育環境をまもる」、「途切れることなく支援する」、「こどものチャレンジを応援する」、「こどもがつながる居場所をつくる」、「地域全体でこどもや子育て当事者を支える」、という7つの視点を軸に、横断的な考え方のもと、こども施策を押し進めてまいります。

基本理念の実現には、行政だけでなく、子育て支援等に取り組む団体や個人、企業など、地域で活動するみなさまとも連携・協働し、オール八尾市で進めることが不可欠です。市民のみなさまには、より一層、本計画の推進にお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました八尾市子ども・子育て会議の委員のみなさまをはじめ、こども意見聴取の取り組みへの協力やご参加、アンケート調査にて貴重なご意見・ご提案をいただきましたみなさまに、厚く御礼を申し上げます。

令和7年（2025年）3月

八尾市長 大松 桂右

目 次

第1章	八尾市こども計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画期間	4
第2章	本市のめざす方向性	5
1	計画の基本理念	5
2	基本的な視点	6
第3章	施策の展開	9
1	これまでの取り組みと課題	9
2	施策体系	12
3	各基本方向の重点項目とこれからの方向性	14
	基本方向1 こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた 取り組みや支援を行います	14
	基本方向2 ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します	27
	基本方向3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します	34
	基本方向4 幼児教育・保育、地域子育て支援の確保と充実を図ります	40
第4章	教育・保育、地域子育て支援の量の見込みと確保方策	
	＜第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画＞	41
1	教育・保育提供区域の設定	42
2	教育・保育給付の量の見込み及び提供体制の確保	43
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保	49
第5章	計画推進に向けて	66
1	推進体制	66
2	計画の点検・評価（進捗管理）	66
3	計画の周知	66

資料編..... 67

1 計画の策定体制..... 67

2 計画の策定経過..... 71

3 統計データからみえる八尾市の現状..... 74

4 アンケート調査結果からみえる八尾市の現状..... 82

5 指標一覧 105

6 八尾市子ども・子育て会議条例..... 109

7 八尾市子ども・子育て会議委員名簿..... 111

8 八尾市切れ目のない支援推進会議設置要綱..... 112

9 用語集 114

計画の概要版・こども版についてはこちらをご覧ください。

八尾市こども計画（概要版）
<https://www.city.yao.osaka.jp/>
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○



八尾市こども計画（こども版）
<https://www.city.yao.osaka.jp/>
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○



1 計画策定の背景

我が国における急速な少子高齢化は、労働力人口の減少や、社会保障負担の増加といった、社会経済へ深刻な影響を招くとされています。

また、デジタル化、グローバル化等の進行によるライフスタイルや価値観の多様化など、こどもを取り巻く環境は大きく変化しており、児童虐待、ひきこもり等の家庭をめぐる問題、つながりの希薄化に伴う地域社会をめぐる問題、ニートなどに代表される就業をめぐる問題などが、依然として解決すべき課題として残されている状況です。

さらに、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、こどもの貧困、子育て家庭の孤立化、格差拡大などの問題もここ数年で新たに顕在化しています。そして、これらの問題に対して、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、DXの推進などさまざまな取り組みが行われています。

このような社会情勢を背景に、令和5年（2023年）に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法として「こども基本法」が施行されました。

また、こども基本法の理念に基づき、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策の推進に関する大綱を一つに束ね、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすもので、市町村においては、こども大綱と都道府県の計画を勘案し、こどもや子育て当事者の意見を反映した「こども計画」を策定することが努力義務とされたところです。

大阪府においては、令和2年（2020年）3月に策定した「大阪府子ども総合計画」後期計画に基づき、こどもに関するさまざまな施策が実施され、令和4年度（2022年度）には、福祉部に「子ども家庭局」を設置し、児童福祉法上の児童に加え、18歳以上の青年期も含めた一体的な施策推進体制を確立し、総合的かつ一体的にこどもに関する施策が進められています。そしてこのたび、「大阪府子ども総合計画」後期計画の理念を継承しつつ、こども基本法やこども大綱を勘案し、引き続き対応が必要な課題や新たな課題に対応するため、令和7年（2025年）4月を始期とする「大阪府子ども計画」が策定されています。



2 計画策定の趣旨

本市では、平成9年（1997年）の「八尾市エンゼルプラン（八尾市児童育成計画）」の策定以降、こどもの健全育成と子育て支援施策の総合的な推進に向け、子育て支援サービスの充実や待機児童の解消、児童虐待防止をはじめ、さまざまな取り組みを進めてきました。

また、平成27年（2015年）の「八尾市こどもいきいき未来計画」の策定以降は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量の拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援のさらなる充実を図ってきました。

さらに、平成29年（2017年）5月には、八尾市の次代を担うすべてのこどもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の将来に夢や希望をもって健やかに成長できるよう、「八尾市子どもの未来応援推進プラン」を策定し、令和2年（2020年）3月には子ども・若者が健やかに成長できるよう「子どもの最善の利益」を最優先としつつ、こどもの健全育成と子育て支援、若者支援を切れ目なく総合的に推進するために、「八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）」を策定しました。

このたび、同計画の計画期間が終了することに伴い、国や大阪府の動向を踏まえ、かつこれまでの取り組みを活かしながら、各種アンケート調査や意見募集（P67参照）など、こどもや子育て当事者の声を聴き「こどもまんなか社会」をめざす、「八尾市こども計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

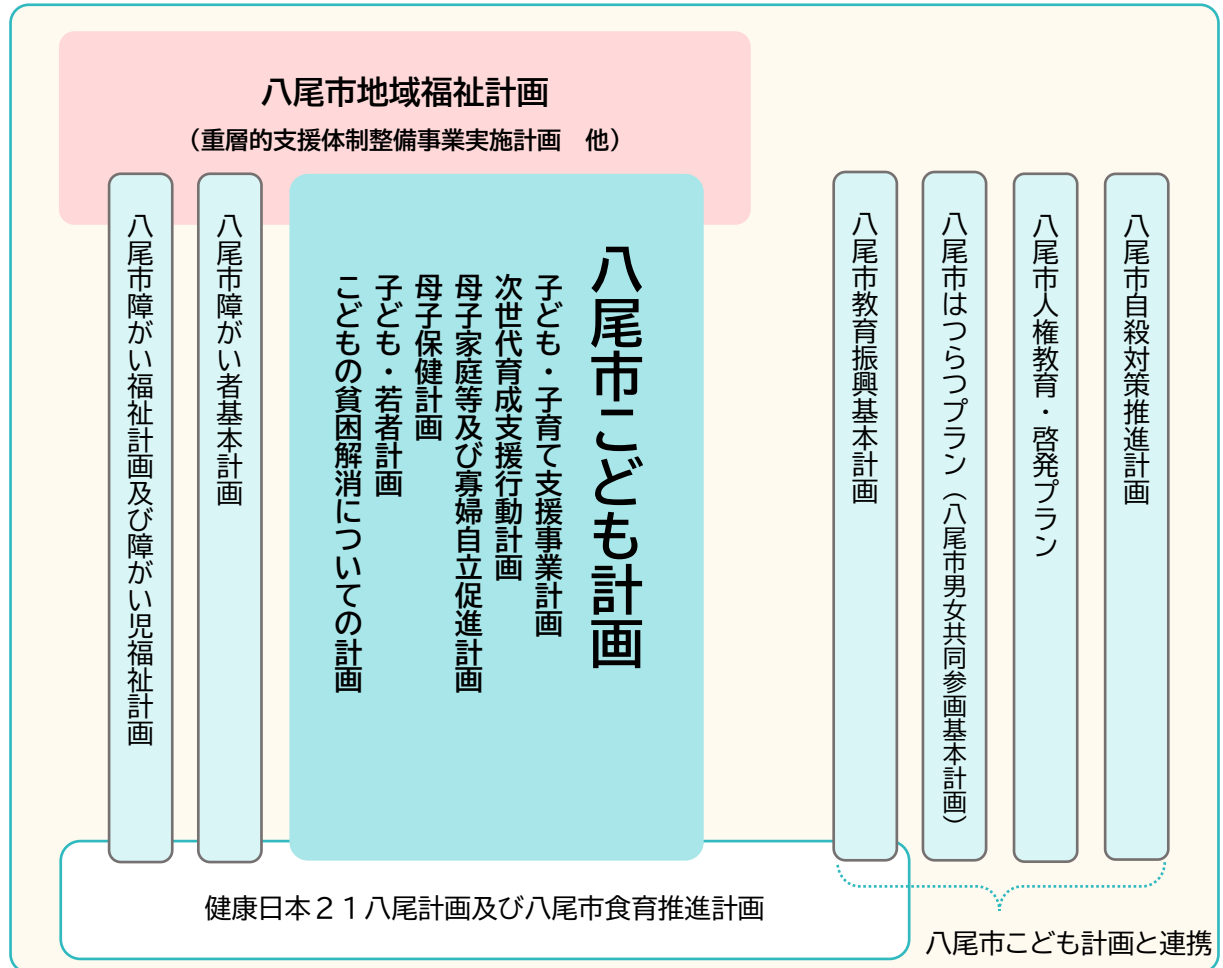
本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、下記の計画と一体のものとして策定します。

この計画は、本市の総合計画におけるまちづくりの目標の一つである「未来への育ちを誰もが実感できるまち」の実現に向けて、こども施策の方向性や具体的な取り組み等を定めるものです。そのため、上位計画である総合計画や関連する各分野の計画とも整合性を図りながら策定します。

八尾市こども計画と一体のものとする計画

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- 成育医療等基本方針に基づく「母子保健計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」

八尾市総合計画（基本構想・基本計画）



第1章

八尾市子ども計画の策定にあたって

計画の対象

本計画の対象は、子どもを含むすべての市民です。

子ども基本法において「子ども」とは心身の発達の過程にある人とされています。そこで、本市においても、明確に年齢で区切りませんが、本計画の「子ども」とは、子どもだけでなく概ね39歳までの若者を含むものとします。

特定の年齢によって支援が途切れることがないように、すべての子どもが、それぞれのライフステージ、それぞれの状況下において、幸せに暮らせる社会をめざします。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。ただし、国の方針や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
八尾市こどもいきいき 未来計画（後期計画）		八尾市こども計画					次期計画



第2章 本市のめざす方向性

1 計画の基本理念

本市ではこれまで、子どもの権利を尊重し、こどもの安全・生命を守るため、児童虐待防止等に取り組み、こどものこころの発達を守り、自立を支援してきました。

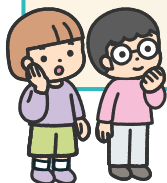
そして、令和5年（2023年）4月に施行されたこども基本法では、こどもの意見表明権を保障し、こどもに関する政策を決める際には、こどもや子育て当事者の意見を聴くこと、さらには意見を反映することが、国と地方自治体に義務付けられたところです。

本市でも、これらの状況を踏まえながら、以下の基本理念を掲げ、こどもに関する施策を展開します。

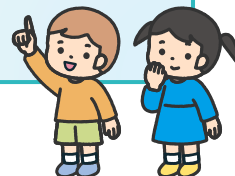
基本理念

こどものこえを^き聴き、こどものしあわせをいちばんに^{かんが}考える

『みんなでつくる“こどもまんなか”やおのまち』



「聴く」とは、耳から自然にはいる声を聞くだけでなく、表情や気持ちと向き合い、こころの声も聴くことです。



こどもにとって最もよいことが何かを考え、こどものことをまんなか^{まんなか}に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者、保護者や子育て支援団体など、一人ひとりの声を聴き、その意見を施策に反映する取り組みを市全体で推進します。

また、すべてのこども施策において、こどもの幸せを最優先に考えるとともに、すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、子どもの権利を尊重する視点で取り組みを行います。

さらに、これらの取り組みを推進するにあたっては、関係する行政機関が連携して取り組むことはもとより、子育て支援等に取り組む団体・個人など地域で活動する多様な主体とも連携・協働して、途切れることのないこども施策を展開します。

2 基本的な視点

本市では、八尾市いきいき未来計画（後期計画）において「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」を掲げ「すべての子どもの人権が尊重されていきいきと育ち、子どもの生きる力を育てる学校・地域づくり」「すべての子育て家庭が、安全で安心して子育てできるしくみづくり」「親と地域がつながり、子どもが主体的に地域に関わり、子どもとともに親も育っていけるように地域が子育てを支援するしくみづくり」を基本理念とし、さまざまな取り組みを行ってきました。

これまでの取り組みを活かしながら、本計画では、次の7つの視点を横断的な考え方として、基本理念の実現に向けて取り組みを進めます。

視点1 「子どもの権利を考える」

本市では、これまでも子どもの権利を尊重する取り組みを行ってきましたが、こども基本法の精神にのっとり、引き続き、こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重するとともに、子どもの権利を保障し、こどもの最善の利益を図ります。

※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の4つの柱



視点2 「こどものこえを聴く」

こども基本法では、こどもの意見を反映することが自治体に義務付けられました。こどもの最善の利益を考え、大人が決めて進めるのではなく、こどもを主体としてこどもや子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながらまちづくりをともに進めます。

また、聴いた意見を施策等へ反映することで、こどもの社会参画を図ります。



視点3 「こどもの成育環境をまもる」

国では、こどもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に進めることが示されました。本市においても良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこどもが幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう支援します。



視点4 「途切れることなく支援する」

こどもや子育て当事者を取り巻く地域、学校園、子育て支援事業者等の気づきを受け止め、予防的な支援を展開していくとともに、切れ目なく重なり合う寄り添い支援が提供できるよう、包括的な相談支援体制のさらなる強化を図ります。重なり合うというのは、時間軸としての重なりと、相談機関等の支援の重なりの方の両方の意味があります。



視点5 「こどものチャレンジを応援する」

経済的な不安などにより若い世代が夢や希望をもつことができないという指摘があります。若い世代が夢や希望をもてるよう生活の基盤の安定を図るとともに、夢の実現に向けたチャレンジを応援します。

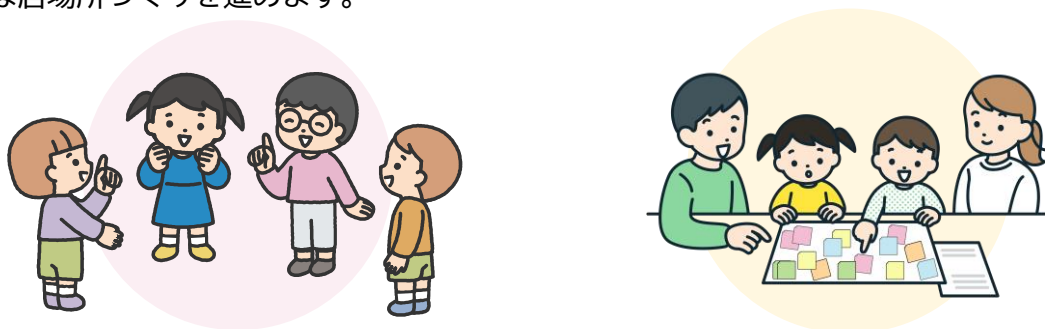


視点6「こどもがつながる居場所をつくる」

低年齢の居場所は少しずつ増えてきていますが、若者の居場所についても必要とされています。

自己肯定感や自己有用感を高め、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもが本来もっている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、こどもの視点に立ったつながれる居場所をつくります。

また、児童分野に限らない高齢者の居場所など既存の取り組みを活用することで、多様な居場所づくりを進めます。



視点7「地域全体でこどもや子育て当事者を支える」

これまで児童福祉分野では、こどもの命を守り、児童虐待を防止するため、公の力に重きを置いた施策展開を行ってきました。しかしこれからは、地域住民、企業、社会福祉法人等のさまざまな主体とともに、既存資源のより有効な活用方法の検討や新たな地域資源の開発を進め、地域全体でこどもや子育て当事者を見守り支える体制をつくります。

このような体制をつくることで、支援が重なり合い、一つの支援が途切れても他の支援とつながっていることで、引き続き、誰ひとり取り残さない支援を実現します。

これら7つの視点を持ち、行政だけでなく地域や企業、社会福祉法人、NPOとも連携しながら、オール八尾市でさまざまな取り組みを進めます。





第3章 施策の展開

1 これまでの取り組みと課題

これまでの本市のこどもに関する取り組みと主な課題は以下のとおりです。計画策定にあたり、これらの課題解消をめざし、これからの方向性を検討しました。

(1) 子どもの権利に関する啓発

これまでの取り組み

- ・「八尾市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、研修やリーフレット配布などの取り組みを実施し、地域の大人や保護者へ子どもの権利を尊重する意識の醸成を図るとともに、こどもに対して命の大切さや基本的人権の主体者であることの理解を深める取り組みを行いました。
- ・こどもの意見や提案を本市の施策や事業に反映できる取り組みを進めるとともに、こども向けの情報発信に努めました。

課題

- ・子どもの権利についての認知度は、高いとは言えない状況であり、より一層、子どもの権利についての認知度の向上に向けた啓発活動が必要です。
- ・こどもが自由に意見を表明できる機会を、さまざまな場で確保していくことが必要です。

(2) 多様な居場所づくり

これまでの取り組み

- ・すべてのこどもが健やかに生活できるよう、身近なところで、放課後等に食事などを通じて安心して過ごせる居場所づくりを進めるなど、利用者のニーズに応じた安全で安心な居場所の提供を行いました。

課題

- ・こどもに対して、さまざまな遊びや体験の機会を提供し、活躍できる場を確保することが重要です。
- ・こどもが社会と関わり、主体的に活動できるよう、多様な大人や同世代の仲間と交流できる居場所づくりを進めるとともに、居場所を必要とする人がつながれるよう、情報発信を充実することが必要です。

(3) 包括的な相談支援体制の強化

これまでの取り組み

- ・子どもの最善の利益を考え、子どもの育ちにに応じた切れ目のない支援を推進するため、令和4年(2022年)10月に交流や子育て、教育・発達、児童虐待の相談機関として、こども総合支援センター「ほっぷ」を開設しました。
- ・令和6年(2024年)には、児童福祉法における「こども家庭センター」として、母子保健と児童福祉を一体化し、相談支援体制の強化を図りました。
- ・困難を有し、支援を必要とする若者やその家族に対して、必要な助言や指導を行うことができるよう、相談支援体制の充実を図りました。

課題

- ・こども総合支援センター「ほっぷ」において、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげることで、児童虐待の予防や早期発見にもつながるよう、保健、福祉、教育等と連携し、途切れることのない重なり合う支援を提供する包括的な相談支援体制のさらなる強化が必要です。
- ・就労に悩む若者が円滑に就職できるよう、きめ細やかな相談に加え、若者の個性や能力に応じた支援が必要です。
- ・支援につながりにくい子どもや若者の状況を把握し、支援ネットワークへつなげる体制づくりが必要です。

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の充実

これまでの取り組み

- ・こどもの生活環境に関わらず学習する機会が提供できるような支援や、勉強の悩みを聞いてもらえる仕組みづくりを進めました。
- ・支援につながらない人や世帯に対しては、生活困窮相談窓口などのアウトリーチを通じて、誰ひとり取り残さない支援を行いました。

課題

- ・生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の連鎖を断ち切ることが必要で、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが重要です。

(5) 障がいのあるこどもの支援の充実

これまでの取り組み

- ・障がいのあるこども及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図りました。
- ・医療的ケアが必要なこどもへの対応を含め、一人ひとりの成長や状況に応じた適切な支援や障がい児福祉計画に基づく障がい児支援、教育等を提供しました。

課題

- ・障がいのあるこどもの支援においては、乳幼児健康診査などを活用し、早期発見に努め、適切な療育へつなげる支援体制を充実させることが重要です。
- ・医療的ケア児や聴覚障がい児など、専門的支援が必要な子どもとその家族に対しては、関係機関等の連携体制の強化が必要です。

(6) いじめ防止対策の強化

これまでの取り組み

- ・市内の公立小中・義務教育学校においては、教職員研修や、児童生徒対象の脱いじめ傍観者教育の実施、いじめの防止に係るプログラムの作成、八尾市こどもサミットの開催などを通して、「いじめをしない、させない、許さない」環境の醸成を図るとともに、専門家や関係機関と連携した相談支援体制を充実しました。

課題

- ・いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等における子ども主体でのいじめ防止に資する取り組みの実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化することが必要です。

(7) ひとり親家庭等への支援の充実

これまでの取り組み

- ・ひとり親家庭等の自立支援にあたって、経済的支援として手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、就労や生活の安定を図るための家事支援や安定した仕事に就いて自立するための就業支援、養育費確保支援等を行いました。

課題

- ・ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われることが必要です。

(8) 教育・保育事業の充実

これまでの取り組み

- ・市独自の保育無償化等により保育ニーズが増加する中でも、積極的な保育枠拡大整備を行い、待機児童ゼロを継続的に実現しました。
- ・質的な面では、保育サポート（障がい児保育）について、支援を要する児童を園で早期に把握し、支援できるよう公民連携で仕組みの充実を図るとともに、医療的ケア児の保育受入れについて公立園のみならず私立園にも拡充し、受け入れ体制を充実しました。

課題

- ・多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業に対する保護者ニーズに対応していくことが必要です。
- ・そのためにも保育ニーズの高まりに合わせて、保育士等の人材育成や確保、処遇改善や現場の負担軽減を図ることが必要です。
- ・学びの連続性を踏まえ、幼保こ小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要です。

2

施策体系

〔 基本理念 〕

[基本方向]

[重点事項]

「こどものこえを聴^きき、こどものしあわせをいちばんに考^{かん}える
みんなでつくるこどもまんなか」やおのまち

1 こどもの視点で最善の利益を
考える「こどもまんなか
社会」の実現に向けた取り
組みや支援を行います

2 ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します

3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

4 幼児教育・保育、地域子育て支援の確保と充実を図ります

(1) こどもの視点で考える社会づくり

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

(3) 途切れることのないこどもへの支援

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策

（５）多文化共生の推進

(6) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

(7) 児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラー等への支援

(8) こどもの心身の安全を守る取り組み

(1) 子どもが健やかに育ち、育ちあう環境づくり
～子どもの誕生前から幼児期～

(2) 子どもが成長できる社会づくり
～学童期・思春期～

(3) 若者が希望をもち自立・チャレンジできる環境
づくり～青年期～

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

(2) 地域での子育て支援、家庭教育支援の充実

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(4) ひとり親家庭等への支援

第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画

[具体的な施策]

・子どもの権利に関する普及啓発 ・こどもの意見を反映する仕組みづくり	・こどもの意見表明の機会づくり
・こどもまんなかまちづくり ・こどもが安心して過ごせる居場所づくり	・こどもが活躍できる機会づくり ・こどもの可能性を広げるためのジェンダーギャップ解消
・こども総合支援センター「ほっぷ」と多様な支援がつながる体制づくり ・地域資源の開発	
・すべてのこどもへの学びの支援 ・生活の安定に資するための支援	・こどもの教育や生活に係る経済的支援
・文化の多様性を認め合う環境の醸成 ・外国にルーツのあるこどもへの支援	
・障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくり ・慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援	・障がいのある子どもの学びの充実
・児童虐待防止対策等のさらなる強化 ・ヤングケアラーへの支援	・社会的養育を必要とするこどもへの支援
・こどもの自殺対策 ・青少年健全育成の推進	・こどもの安全の確保や非行等問題行動の防止
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実 ・子どもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実	
・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる仕組みづくり ・いじめ防止、早期発見	・すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごせる場づくり ・不登校のこどもへの支援
・将来に向かう力を育む支援 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援	・安定した生活を送るための就労支援 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・切れ目のない経済的な負担軽減 ・子どもの健康を守るための医療費等の負担軽減	・児童の健やかな成長のための手当等の支給
・ライフスタイルの多様化に応じた子育て支援の推進 ・すべての親が安心してできる家庭教育の支援	・地域の自主的な子育て支援活動の活性化
・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ・共働き・子育ての推進	
・ひとり親家庭等が抱える課題への支援 ・親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取り決めの促進	・ひとり親家庭等に対する相談支援の強化
・教育・保育、地域子育て支援の量の見込みと確保方策	

3 各基本方向の重点項目とこれからの方向性

基本方向 1

こどもの視点で最善の利益を考える
「こどもまんなか社会」の実現に向けた
取り組みや支援を行います



「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの視点を大切にし、こどもの最善の利益を考えることが重要です。

市の施策を推進するあたり、「こどもにとって最善の利益」という視点に立ち、こどもの意見を反映できる仕組みを設け、こどもが社会参画できる取り組みを検討します。

また、こどもが安心して過ごし成長できる環境を整え、必要な支援が行えるよう家庭だけでなく、地域住民、企業等のさまざまな主体が連携・協働して取り組みを進めます。



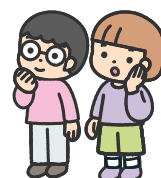
めざす姿

	現在	目標
	令和5年度（2023年度）	令和11年度（2029年度）
こどもの意見が取り入れられたり、こどもの視点で考えられたまちづくりが実現していると思う市民の割合	—	70%

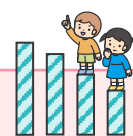
（1）こどもの視点で考える社会づくり

市民アンケート調査では、子どもの権利についての認知度が高いと言えない状況であることから、こども本人はもとより、保護者、子育て支援に関わるすべての大人に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深め、子どもの権利が守られるための情報提供や啓発を行います。

本計画策定に向けて行った、こどもの意見聴取の取り組みでは、「大人にこどもの気持ちを理解して、意見を聞いてほしい」との意見が多くあげられており、こどもが安心して意見を表明でき、その意見が受け止められるよう、多様な意見聴取や反映の手法を検討します。



具体的な施策とこれからの方向性



① 子どもの権利に関する普及啓発

教育委員会と連携し、広く市民に対して、研修や情報発信等、さまざまな機会を活用し、子どもの権利の趣旨や内容について啓発を行います。

また、こどもが自由に意見を表明しやすい、環境整備と機運の醸成を図ります。

② こどもの意見表明の機会づくり

こどもが自分の意見を主体的に発言できるよう、意見を表明できる機会をつくります。

また、自分の意見を発言するためには、意見を形成する力が必要であることから、単に意見表明する機会をつくるだけでなく、こども自身の意思に基づき、主体的に発言し、行動できる力を身につけられるよう、意見形成の支援も行います。



③ こどもの意見を反映する仕組みづくり

すべてのこどもが自分の意見を安心して表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討します。意見聴取にあたっては、自ら声を上げにくいこどもの意見も取り入れられるよう留意します。

また、こどもの社会参画につなげるため、「こどもにとって最善の利益」という視点に立ち、聴取したこどもの意見や提案を、本市の施策や事業等に反映する仕組みをつくとともに、受け取った意見等については、市民へ広く発信することで、「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

主な取り組み

- 子どもの権利についての普及啓発
- こどもの主体性を高める取り組み
- こどもが意見表明する機会の確保
- こどもの意見を反映する仕組みづくり



(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、こどもの視点に立った多様な居場所づくりを社会全体で進めていくことが示されています。すべてのこどもが年齢を問わず、こどもがつながれる居場所を多様な主体とつくります。

また、さまざまな遊びや体験、出会いや交流を通じて、こどもの自己肯定感や自己有用感の向上につなげていきます。

具体的な施策とこれからの方向性



① こどもまんなかまちづくり

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や地域住民の交流の場を提供し、こどもや保護者が安心して過ごすことができるまちづくりを行います。

② こどもが活躍できる機会づくり

豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うため、文化や遊びの伝承、スポーツ、体験活動などの講座や各種教室を開催し、こどもがさまざまな遊びや体験ができる機会をつくります。

また、こどもが将来に夢や希望をもち、チャレンジする気持ちを育むため、こどもが主体的に取り組むことができる機会をつくります。

③ こどもが安心して過ごせる居場所づくり

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、あらゆる機会が居場所になりうるという認識のもと、市内公共施設の活用を促進します。

また、地域の人々が自主的・主体的に居場所づくりができるよう支援するとともに、ボランティアや社会福祉法人、NPO、企業など多様な主体と連携・協働し、多様な居場所をつくります。

居場所と感ずるかどうかは、こども自身が決めるものであるため、こどもの視点に立ち、こどもの声を聴きながら居場所づくりを進めるとともに、居場所が安全で安心できる場所となるよう努めます。(参考：『子どもにとって安心安全な環境づくり 子どものセーフガーディングってなあに？』)

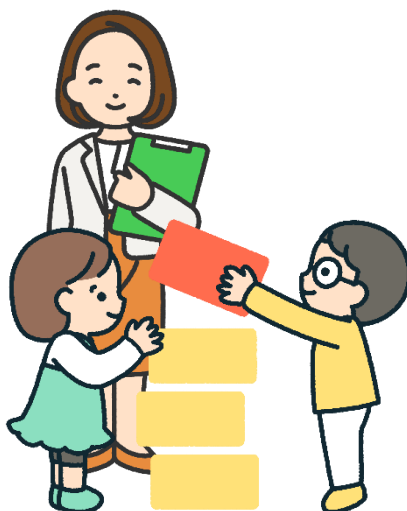
さらに、こどもが社会とつながり、主体的に活動できる場として、さまざまな大人や同年代の仲間と関われるような居場所づくりにも取り組みます。

④ こどもの将来を広げるためのジェンダーギャップ解消

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発を通じて人権意識を高め、誰もが個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、ジェンダーギャップの解消に努めます。そのために、互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

主な取り組み

- こどもの学習や親睦、活動機会の確保
- こどもが安心して過ごせる居場所づくり
- こどもが将来を考える機会の充実

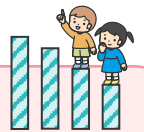


(3) 途切れることのない子どもへの支援

市民アンケート調査では、就学前の児童の保護者において、子育てに関する日常的な支援をしてもらえる親族・知人が周りにいない人が、1割を超えています。

また、子育てについて気になることについては、保育・教育サービスに関すること、しつけのこと、食事等についてのこと等、多様なことから、子どもが健やかに成長するためにも、子どもや子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう情報発信の充実を図るとともに、支援が必要な家庭には、アウトリーチを通じてつながり、関係機関と連携し、子どもや子育て家庭へ途切れることのない重なり合う支援を行います。

具体的な施策とこれからの方向性



① こども総合支援センター「ほっぷ」と多様な支援がつながる体制づくり

「八尾市で子どもを生み育てて良かった」と実感できるまちをめざし、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図るため、相談支援やわかりやすい情報提供を図ります。

複雑化・多様化した子育ての課題や自ら支援を求めることができない困難を抱える家庭にも適切に対応できるよう、子どもに関する相談のマネジメント機関として、こども総合支援センター「ほっぷ」を中心とし、保健と福祉、教育等がつながり、切れ目なく、重なり合う寄り添い支援が提供できるよう、包括的な相談支援体制のさらなる強化を図ります。

すべての妊産婦や子育て家庭、何より子ども自身が身近な地域で相談ができるように、また、必要な支援につながりにくい子どもや子育て家庭が、アウトリーチ等を通じて継続支援につながるよう、関係機関との連携を強化し、地域における相談体制の整備に取り組みます。

② 地域資源の開発

地域内に存在する人や場所、活動など、地域資源及び地域全体のニーズの把握を行うとともに、ニーズに対して不足している場合には、地域、企業、社会福祉法人等のさまざまな主体とともに既にある地域資源のより有効な活用方法の検討や新たな資源の開発に取り組みます。

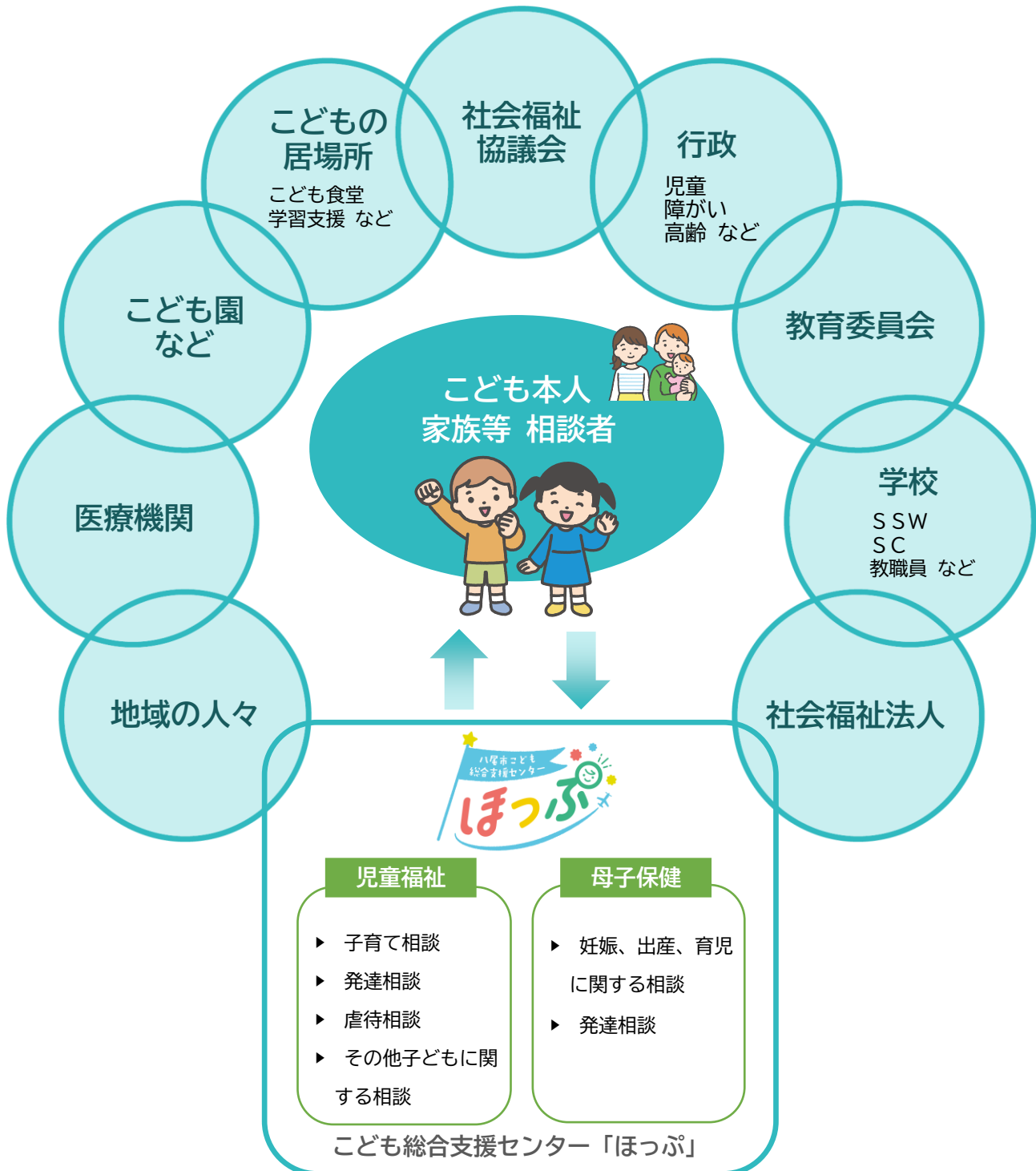
なお、取り組みを進めるにあたっては、八尾市地域福祉計画に掲げられている重層的支援体制整備事業における「地域づくりに向けた支援」と一体的に取り組みます。

主な取り組み

- こども総合支援センター「ほっぷ」を中心とした多様な支援が
つながる相談支援体制づくり
- 地域資源の開発



多様な支援がつながる「途切れることのない」相談支援体制



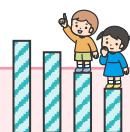
(4) こどもの貧困の解消に向けた対策

市民アンケート調査では、生活に困難を抱える子育て家庭において、不安定な生活基盤をはじめ、経済的に困難な状況がみられます。

すべてのこどもが幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、こどもやその保護者の経済的な安定に向けた支援を行います。

また、経済的格差が、教育や進学の方格差につながらないよう、学習支援の充実や就学援助制度の適切な周知を行い、必要な人へ必要な支援が届くよう取り組みます。

具体的な施策とこれからの方向性



① すべてのこどもへの学びの支援

こどもが生まれ育った環境に左右されず自己の能力や可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、こどもたちの基礎学力の向上と学習習慣の定着を図るとともに、さまざまな大人やロールモデルとなる大学生等との関わりを通じて自己肯定感や自己有用感を高め、こどもが自ら未来を切り拓く「生きる力」がもてるよう、支援の充実を図ります。

② こどもの教育や生活に係る経済的支援

家庭の経済的な理由で学校生活や、進学が妨げられることがないよう、就学援助等の公的な給付や、奨学金、貸付金等により教育や生活に必要な経済的支援を行います。

③ 生活の安定に資するための支援

経済的に困窮する子育て家庭が、安定した生活が送れるよう、生活困窮者自立相談支援機関や雇用・就労に関わる関係機関とも連携し、就労支援を行います。

また、各種制度の利用につなげるため、DXの推進等、デジタル技術の活用も含め一人ひとりのニーズに寄り添い、市民に優しいサービス提供の仕組みの構築を進めます。

さらに、さまざまな関係機関が連携し、生活支援や住まい確保、教育支援、孤立・孤独防止など総合的な取り組みを推進し、必要な人へ必要な支援が届くよう努めます。

主な取り組み

- 生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもの生活支援や学習支援
- 生活困窮世帯への自立に向けた生活支援や就労支援

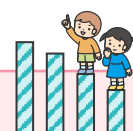


(5) 多文化共生の推進

本市にはさまざまな文化を背景にもった外国にルーツをもつ子どもがたくさんいます。そこで、文化の多様性を認め合うための学びの機会を通じて、多文化共生の実現をめざします。

また、すべてのこどもの健やかな成長を支えるため、外国にルーツをもつ子どもに対して、必要な情報や支援を提供する体制を強化します。

具体的な施策とこれからの方向性



① 文化の多様性を認め合う環境の醸成

市内の公立小中・義務教育学校においては、教職員研修、関係機関との連携を通して、多文化共生教育を推進し、外国にルーツをもつこどものアイデンティティの確立や自己肯定感の向上に向けた取り組みを推進します。

あわせて、外国にルーツをもつ子どもをはじめ、市民が多文化共生・国際理解に関する学習や交流を行う機会の充実を図ります。

② 外国にルーツのあるこどもへの支援

外国にルーツをもつこどもの健やかな成長を支えるため、引き続き多言語化や通訳対応により必要な情報を提供するとともに、支援体制の充実を図ります。

また、日本語でのコミュニケーションに困難を有する保護者に対しても、相談体制の充実を図り、必要な情報や支援が提供できる仕組みをつくります。

主な取り組み

- 国籍、文化の違いを認め合う地域社会づくり
- 外国語による相談・情報発信



（６）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、障がいのあるこどもや、発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）が求められています。

障がいのあるこどもや発達に支援が必要なこども一人ひとりの障がいや発達の状況に応じて、きめ細かな支援を行うことで、障がいの有無に関わらず安心して暮らすことができる共生社会の実現をめざします。

具体的な施策とこれからの方向性



① 障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくり

障がい児の障がい種別や年齢等のニーズに応じた支援ができるよう、保育、保健・医療及び教育並びに就労支援等の関係機関と緊密な連携を図り、身近な地域における支援体制を構築します。

また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターを地域の障がい児支援の中核機関として、児童発達支援、放課後等デイサービスや認定こども園等を含む関係機関等と連携・協力した支援体制の構築を図ります。

さらに、重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児など、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制を整備します。

障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対して継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援の利用を促進するとともに、質の向上を図り、支援の提供体制の確保を進めます。

また、障がいのある児童について福祉の増進を図るために、特別児童扶養手当を支給するなど、障がいのある子どもがいる家庭の生活の安定を図ります。

② 障がいのある子どもの学びの充実

「共に学び、共に生きる」教育を基本とし、学び合う授業や互いに違いを認め合い、支え合う集団をつくる教育をめざします。

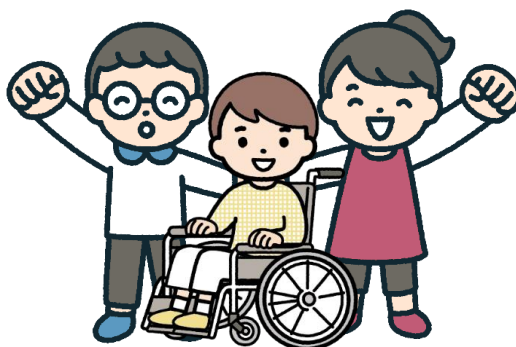
また、一人ひとりの児童生徒を尊重する教育を進め、全校的な支援体制のもと、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進します。

③ 慢性疾患・難病を抱える子どもへの支援

患児家庭の医療費負担軽減を図るため、その医療費の自己負担の一部を助成するとともに、小児慢性特定疾病児童や身体障がい児等の医療的ケアを必要とする児童等の相談支援を行います。

主な取り組み

- 障がいのある子どもへの支援の充実
- 特別支援教育の充実
- 慢性疾病・難病を抱える子どもへの支援

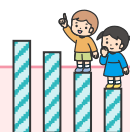


（７）児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラー等への支援

本市においても児童虐待は、依然として発生しています。子育て家庭の孤立・孤独化が背景にあることから、こども総合支援センター「ほっぷ」が中心となり、他の専門機関とも連携して、児童虐待防止の取り組みを進めます。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーに対しては、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

具体的な施策とこれからの方向性



① 児童虐待防止対策等のさらなる強化

児童虐待を社会全体で予防するため、学校、認定こども園等をはじめ、関係機関等への研修を行うとともに、市民に向けた広報・啓発を実施することにより地域でこどもを見守る体制を強化し、あわせて要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見及びこどもとその家庭への適切な援助につなげます。

また、こども総合支援センター「ほっぷ」への専門職の配置を充実し、体制強化を図るとともに、複雑化・多様化する虐待に職員が適切に対応できるよう、研修会や事例検討などを通じ、職員の資質の向上を図ります。

子育てに関する不安や思いはさまざまであることから、困難を抱える子育て家庭に寄り添いながら、その家庭に応じた支援を行います。

また、乳幼児健康診査の未受診家庭を把握し、必要な支援を行い、保護者の子育て不安やストレス軽減を図り、児童虐待の予防に取り組みます。

② 社会的養育を必要とするこどもへの支援

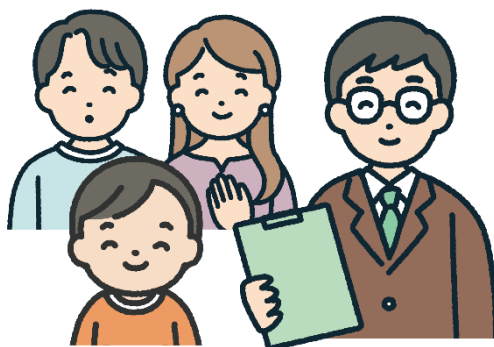
保護者のないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを、こどもの最善の利益のために地域や社会福祉法人、NPOとも連携しながら社会全体でこどもを育むとともに、悩みや困難を抱える保護者を発見し、必要な支援が切れ目なく届くよう、多職種・関係機関の連携による自立支援を進め、社会全体でフォローする体制の構築を図ります。

③ ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーに必要な支援につなぐため、ヤングケアラーへの理解を深める情報を発信するとともに、こども総合支援センター「ほっぷ」と関係機関との連携や、積極的な情報収集を図り、相談しやすい環境づくり、相談支援体制の強化を進めます。

主な取り組み

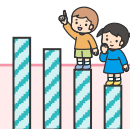
- 児童虐待の防止対策
- 社会的養育体制の充実
- ヤングケアラーへの支援



(8) こどもの心身の安全を守る取り組み

こどもの心身の安全を守るため、自殺対策、非行防止等について、さまざまな機関が緊密に連携し、青少年の健全育成に関する取り組みの推進や、こどもが非行や罪を犯すことがないように支援を行います。

具体的な施策とこれからの方向性



① こどもの自殺対策

こどもが自らの命を守っていくことができるよう、自他の命の大切さについて、啓発します。

また、多様化するこどもの課題について、学校内はもとより、家庭や地域等とも連携し、適切な対応ができるよう取り組みを進めます。

さらに、学校や人間関係等の悩みを抱えるこどもやその家族への相談支援を実施します。

② こどもの安全の確保や非行等問題行動の防止

地域全体でこどもを見守り、犯罪等の被害に遭わないように、地域と行政が連携を図り、道路等における防犯灯や防犯カメラの整備、防犯・防災に対する啓発活動を行います。

また、SNSの正しい利用方法の啓発、消費者教育や交通安全教育、公園等公共施設における防犯上の死角を減らすための取り組みなどを引き続き行うとともに、通学路等の安全確保に取り組みます。万が一、こどもが被害に遭った場合は、被害を受けたこどもに寄り添った支援を行います。

③ 青少年健全育成の推進

青少年児童活動の健全な発展向上を図るとともに、青少年児童の誰もが利用でき、学び、遊び、体験できる居場所づくりを進めます。

また、青少年会館の利用促進に向けて、市の広報による周知に加えて市内の公立小中・義務教育学校や市内公立高等学校との連携を図ります。

地域における青少年の健全育成や非行防止に対する住民の意識の向上に引き続き取り組むとともに、将来の青少年健全育成の活動を支える人材の確保と育成に取り組みます。

主な取り組み

- こどもの自殺対策
- こどもの安全の確保や非行等問題行動の防止
- 青少年健全育成の推進



基本方向 2

ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します

こどもの成長は、その置かれた環境にも大きく関係します。自分らしく社会生活を送ることができるよう、子どもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期などの各ライフステージに応じて、切れ目なく対応し、こどものウェルビーイングを実現します。



めざす姿

子どもや若者が、さまざまな状況に合わせた支援を受け、人の温かさの中で育つ「未来への育ちを誰もが実感できるまち」となっていると思う市民の割合

現在 令和5年度（2023年度）	目標 令和11年度（2029年度）
29.1%	70%

（1）子どもが健やかに育ち、育ちあう環境づくり ～子どもの誕生前から幼児期～

子どもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。

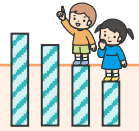
市民アンケート調査では、教育・保育サービスや食事や栄養に関することに対する関心が高くなっており、ニーズに応じた支援や情報提供を行います。

また、母子保健と児童福祉が一体となり、情報提供や相談支援を充実し、保健・医療、福祉のサポート体制を強化します。特に、悩みを抱える保護者を早期に発見し、児童虐待の予防に努めます。

さらに、幼保こ小の連携を強化し、子どもの発達を支える質の高い教育・保育を提供するとともに、就学前からの健康診査結果の適切な情報共有など、各分野との連携による支援体制を整備します。



具体的な施策とこれからの方向性



① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実

こども総合支援センター「ほっぷ」において、母子保健と児童福祉が一体となり、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を図るため、情報提供や相談支援を充実します。

若い世代が将来の妊娠など、それぞれのライフコースに応じた健康管理を行えるよう、プレコンセプションケアの普及啓発を行うとともに、不妊症・不育症及び予期せぬ妊娠や性に関する相談支援を含め、妊産婦及びその配偶者等に対する心身のサポート・支援を行います。

また、乳幼児健康診査をはじめ、各種予防接種、周産期及び小児医療体制の提供等、保健・医療の連携を強化します。

さらに、悩みを抱える保護者などを早期に発見し、必要な支援につなげることは、児童虐待の予防や早期発見にも通じるため、乳幼児健康診査などの取り組みを積極的に推進します。

② 子どもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実

国が示す「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を踏まえ、就学前教育・保育の質の向上に向けて研修の充実等の取り組みを行います。

また、子育てをする親が地域の中で孤立しないよう、親の就業の状況に関わらず認定こども園、保育所、地域子育て支援センターやつどいの広場などの地域子育て支援拠点など、地域の身近な場を通じた支援を充実します。

子どもが病気の場合や、一時的に保育が必要な場合、また、医療的ケア児や特別な配慮を必要とする子どもなど、子どもや保護者の多様なニーズに応じた支援を行います。

これからの保育ニーズの増加を見据え、保育教諭等の確保や入所施設等の計画的な整備などに取り組みます。

また、学びの連続性を踏まえ、幼保こ小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

子どもの個々の発達の特性を早期に把握し、就学前から就学期への円滑な移行のため5歳児健康診査を実施するとともに、就学後も切れ目なく支援を提供できるよう保健・医療、福祉、教育の各分野との連携によるフォローアップ体制の整備を行います。

主な取り組み



- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実
- 幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実

(2) 子どもが成長できる社会づくり～学童期・思春期～

学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。

また、思春期は、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。

このように心身とも成長する時期にあるため、子どもが安心して過ごし、学ぶことのできる仕組みをつくります。

また、子どもの健やかな成長のため、学校給食や食育の推進を図るとともに、放課後の居場所の充実や子どもが安心して過ごせる環境を提供します。

さらに、いじめや不登校等、さまざまな困難を抱えた児童生徒に対し、早期の対応を図るため、相談支援体制を整えるとともに、教育委員会とも連携して取り組みます。

具体的な施策とこれからの方向性



① 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる仕組みづくり

基礎的・基本的な言語や知識の理解を深め、論理的に自分の考えを表現する力を育成するとともに、必要な情報の収集や選択を行う力を身に着けるための学習に取り組みます。

また、体験活動等を活かしたキャリア教育や道徳教育の充実を図るとともに、人権教育に取り組み、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、豊かな心を育みます。

各学校での取り組み事例を共有し、ＩＣＴに関する研修を充実させることで、ＩＣＴを活用した指導力向上など教職員の資質向上にも取り組みます。同時に、子どもたちと向き合う時間や教職員自身の資質や能力を高める時間を確保するため、学校における働き方改革を推進します。

さらに、学校部活動における課題解決に向けて、複数校の生徒が一つの学校に集まり合同で活動する仕組みや、地域団体や民間事業者が指導・運営を担うなど、部活動の改革にも取り組みます。

地域とともにある学校づくりを推進するため、学校評議員制度を活用するなど、地域の状況を踏まえながら、本市の実情に合った学校、家庭、地域の連携・協働による学校づくりを進めます。

また、成長期にある子どもの健やかな体の育成のため、食に関する指導や食育の推進に取り組むとともに子どもたちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するために、性の多様性への理解等、包括的性教育を推進します。

② すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごせる場づくり

次代を担う人材の育成のため、放課後子ども教室及び放課後児童室を充実します。

また、民間団体とも協力し、さまざまな体験や活動を行うことができる機会を創出し、すべての子どもが、安心して過ごせる居場所とやりたいことにチャレンジできる環境をつくれます。

③ いじめ防止、早期発見

いじめ問題に関して、法律に基づいた適切な対応が図られるよう、早期の段階から関係機関や専門家等と連携した相談支援体制の充実を図ります。

また、学校が主体的にいじめ問題に取り組むとともに、「いじめをしない、させない、許さない」環境の醸成を図るため、教育委員会とも連携した取り組みを推進します。

子どもがいじめについて一人で悩むことがないよう、子どもが相談できる環境を構築するとともに、啓発活動等を通して、すべての人がいじめに対する正しい知識、理解を深め、いじめを防止する環境づくりを進めます。

また、子どもからの相談については、その子どもに合わせた多様な支援を行います。

④ 不登校の子どもへの支援

子どもが安心して過ごせるよう学校内外の居場所づくりを進めるとともに、不登校児童生徒に対する早期発見・早期対応に努め、不登校児童生徒が社会的自立に向かうことをめざします。

また、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実を図るため、校内教育支援ルームを充実させ、オンラインを活用した学習やコミュニケーション活動の支援などを行うとともに、フリースクールなどの民間施設や地域とも連携した不登校対策を推進します。

さらに、関係機関をはじめ、スクールカウンセラー、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した相談支援体制の充実を図ります。

主な取り組み



- 確かな学力、豊かな心の育成
- 子どもの人権を守る教育の充実
- 教育相談及び教育支援体制の充実
- 多様なニーズに対応した教育の推進
- 学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進
- 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- 放課後子ども教室及び放課後児童室事業の充実
- いじめに関する相談体制の充実

（３）若者が希望をもち自立・チャレンジできる環境づくり～青年期～

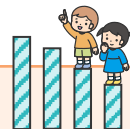
青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。

市民アンケート調査では、若者が経済的なことや就労について悩んでいるという結果となりました。若者が抱えるさまざまな事情に対して、専門団体との連携を図りながら、必要な支援へつなぐために、相談機関の周知など相談しやすい環境をつくります。

また、若い世代が自己肯定感・有用感を抱くとともに、まちづくりに参画できるよう、若者がチャレンジできる機会を提供します。

さらに、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を得るための取り組みや、将来の不安を解消するための支援も行い、大阪府と連携した結婚支援の取り組みも推進します。

具体的な施策とこれからの方向性



① 将来に向かう力を育む支援

自己有用感を高めるため若者が現状から一歩踏み出したり、自信や自立につながる場や機会をつくり、若者の主体的な取り組みや主体性を育む取り組みを支援し、チャレンジできる環境をつくります。

② 安定した生活を送るための就労支援

就労に悩みをもつ若者が円滑に就職できるよう、企業等とのマッチング支援や自身のキャリアを見据え、主体的、かつ継続的に学ぶキャリア自律に向けた支援を、関係機関と連携しながら包括的に取り組みます。

③ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

悩みや不安を抱える若者やその家族が安心して過ごせるよう、相談対応などを通じて当事者の状況や課題の把握に努めるとともに、必要な助言や指導ができるよう相談支援体制の充実を図ります。

若者が抱えるさまざまな事情について、専門団体や組織との連携を深め、相談しやすい体制を整えるとともに、よりわかりやすい情報発信を行います。

また、支援につながりにくい若者に対しては、アウトリーチを通じた支援を行います。

④ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

若者が妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を得るための取り組みや、結婚等、経験したことのない将来の不安を解消するための取り組みを進めるとともに、大阪府と連携した結婚支援の取り組みを推進します。

主な取り組み

- 子ども・若者がチャレンジできる環境づくり
- 若者へのさまざまな就労支援
- 悩みを抱える若者や家族に関する相談体制の充実



基本方向 3

保護者が安心して子育てができる環境を確保します

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中、祖父母や近隣住民から支援や協力を得ることが難しい世帯が多くあります。その中でも保護者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、心身にゆとりをもって、こどもに向き合えるよう安心して子育てができる環境を確保します。

めざす姿

子育てしやすい環境が整っていると思う 市民の割合	現在 令和5年度（2023年度）	目標 令和11年度（2029年度）
	32.8%	70%

（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

市民アンケート調査では、就学前保護者の子育てに関して気になることとして、経済的な負担があげられており、公的な経済支援の実施や子どもの医療費等の助成など、子育てや教育に関する経済的負担の軽減に取り組みます。

具体的な施策とこれからの方向性

① 切れ目のない経済的な負担軽減

幼児教育・保育無償化により保護者の経済的支援を図ります。

② 児童の健やかな成長のための手当等の支給

次代を担うすべてのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として、高校生年代までの子どもを養育する世帯に対し、児童手当を支給します。

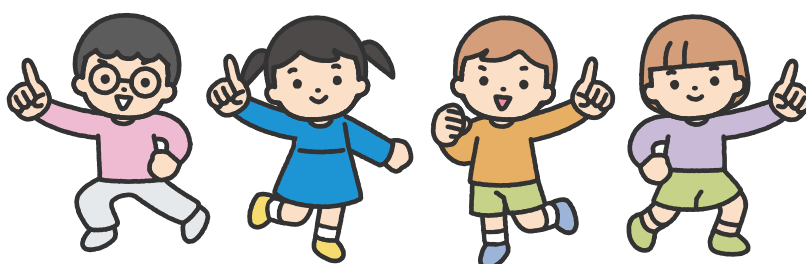
また、ひとり親家庭や障がい児を養育する世帯、低所得世帯など、特に支援が必要な世帯については確実に対象を捕捉し、公的な経済支援につながるよう努めます。

③ 子どもの健康を守るための医療費等の負担軽減

子どもの健康を守るため、引き続き、高校生年代までの子どもの医療費等を助成します。

主な取り組み

- 幼児教育・保育無償化による経済的負担の軽減
- 保育料の減額や奨学金による保育・教育に係る負担の軽減
- 児童手当や子ども医療費助成など、公的な経済支援の実施



(2) 地域での子育て支援、家庭教育支援の充実

核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中で、子育て家庭が地域の中で孤立せず、安心して子育てができるよう、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を推進します。

また、保護者が安心して子育てができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

具体的な施策とこれからの方向性



① ライフスタイルの多様化に応じた子育て支援の推進

ライフスタイルの多様化に伴うさまざまな子育て支援のニーズに応えるため、ママ・サポート事業や、地域子育て支援拠点事業などの取り組みを行います。

また、市ホームページ、生活応援アプリ「やおっぷ」、SNS等の活用により、子育て家庭等が必要な情報を必要な時に得られる発信を行います。

相談相手がない状況をなくすため、子育て家庭の身近な相談先として、引き続き、地域子育て支援センターやつどいの広場、つながりセンター、認定こども園等での子育て相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携するなど支援の充実を図ります。

また、子育て家庭のニーズを把握し、適切な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者の立場に立った相談や情報提供を行う利用者支援事業の充実を図ります。

② 地域の自主的な子育て支援活動の活性化

乳幼児を連れて安心して外出ができるよう、引き続き、おむつ替えや授乳ができるスペースを備えた施設を「赤ちゃんの駅」として登録・表示する取り組みを行います。

また、子育て家庭等に向けた地域におけるイベントやサークル等の活動に関する周知を行い、自主的な子育て支援活動の活性化を図るとともに、地域で自主的・主体的にこどもや子育てに関わる活動を行う人や団体の把握に努めます。

さらに、必要とする子育て家庭等に必要な情報が届くよう情報提供体制の充実を図るなど、地域団体や関係機関との連携を強化します。

③ すべての親が安心してできる家庭教育の支援

子育てを通して親として成長し、親が子育ての喜びを実感できるよう、引き続き家庭教育に関する学習機会や情報提供を行います。

また、学校、地域等の連携のもと、子育てに悩みや不安を抱える家庭に対する支援を行うとともに、引き続きスクールソーシャルワーカーによる教職員研修等を通じて、さまざまな課題への早期発見・早期対応を推進します。

主な取り組み



- 身近な場所で子育てに関する相談ができる体制整備
- 地域の自主的な活動をする人や団体の把握や情報発信
- 非認知能力の育成をはじめとする家庭教育の支援



（３）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

共働きの子育て世帯が増えていることから、仕事と子育てを両立する上で、保育サービスを充実するとともに男性の家事・子育てへの積極的な参画を図るなど、家庭での男女共同参画の推進を図ります。

また、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めます。

具体的な施策とこれからの方向性



① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

職場環境の整備や働き方の見直し、育児休業の利用促進など、多様な働き方を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが社会全体に広がるよう、市民や企業等に対して意識啓発を行い、ワーク・ライフ・バランス推進の機運を醸成します。

② 共働き・共育ての推進

女性の社会進出が進む中、子育て支援サービスの充実とあわせて、男性の家事や育児への積極的な参画を促進するため、学習機会の提供や情報発信を行います。

主な取り組み



- 多様な働き方の推進
- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- 育児に関する休暇等の取得啓発

(4) ひとり親家庭等への支援

市民アンケート調査では、ひとり親家庭では「子どもの就学援助の拡大」や「年金・児童扶養手当の拡充」など、経済的な支援が特に望まれています。

子育て支援や生活支援、就業支援、経済的支援等の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、支援が必要な家庭が必要な支援に漏れなくつながるよう、制度の周知を行います。

具体的な施策とこれからの方向性



① ひとり親家庭等が抱える課題への支援

ひとり親家庭への経済的支援として手当の支給や医療費の助成等を引き続き行います。
また、生活の安定を図るため、家事支援や安定した仕事に就き自立するための就業支援等を行います。

② ひとり親家庭等に対する相談支援の強化

多様な課題への相談支援ができるよう母子・父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、関係機関等とも連携し、それぞれのひとり親家庭等に寄り添うことができるよう相談体制を強化します。

③ 親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取り決めの促進

こどもの最善の利益を考えながら、安心・安全な親子の交流を推進するとともに、養育費の取り決めに係る費用への補助など、ひとり親家庭の養育費の支払いの履行確保に向けた支援を行います。

また、民法改正や家族の在り方の変化を踏まえながら共同養育についての啓発等を行います。

主な取り組み

- ひとり親家庭等への相談支援の充実
- ひとり親家庭等への就労に向けた支援の実施



基本方向 4

幼児教育・保育、地域子育て支援の確保と充実を図ります

教育・保育、地域子育て支援のサービスの量の見込みを算定し、第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画により、これらのサービスの量の見込みやその確保方策を定めます。

また、質の高い教育・保育給付が提供されるよう、研修や指導等を通じて取り組みを進め、すべての子どもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

詳細は、「第4章 教育・保育、地域子育て支援の量の見込みと確保方策＜第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画＞」（P41）を参照ください。





第4章

教育・保育、地域子育て支援の量の見込みと確保方策 ＜第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画＞

子ども・子育て支援新制度に基づくサービスを円滑に提供するため、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て家庭のニーズを踏まえた施設や事業の整備を進めます。

また、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や引き続き待機児童の解消を図るため、特定教育・保育施設や特定地域型保育などを活用し、子ども一人ひとりの育ちや保護者の就労状況等にあった教育・保育給付を提供します。

さらに、在宅の子育て家庭も含む、すべての子どもや子育て家庭への支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業のサービスを提供します。

なお、子ども・子育て支援新制度における主なサービスは以下のとおりとなっており、「第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」）では、計画期間中における、これらのサービスの量の見込みやその確保方策について定めます。

【子ども・子育て支援新制度の主なサービス】

子どものための教育・保育給付

施設型給付の対象

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付の対象

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育所

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業
- 産後ケア事業

仕事・子育て両立支援事業

- 企業主導型保育事業
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

1 教育・保育提供区域の設定

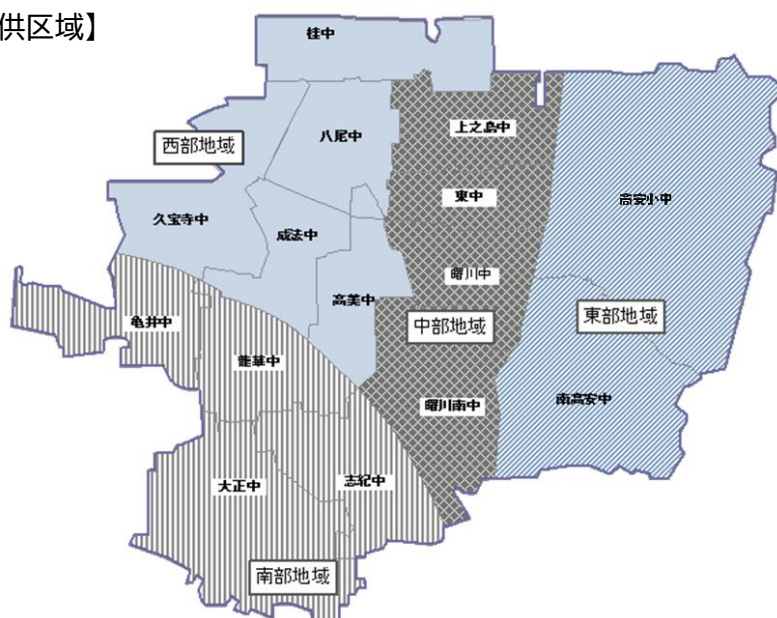
子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必要となっています。

本市では、国の指針等を踏まえ、中学校区を基礎とした4区域を設定し、子育て家庭のニーズに応じた整備等を進めてきました。

また、保護者等への積極的な情報提供を通じて、自宅近くの施設への丁寧な利用調整を行うとともに、保護者の多様なライフスタイルや意向に対応するため、必要に応じて区域外への通園や事業の利用につなげてきました。

本計画においても、引き続き、教育・保育等の需要量の変化に対して、できる限り柔軟に対応できるよう、各地域の特性や地理的条件、道路・鉄道の状況、地域のニーズなどを総合的に勘案し、教育・保育提供区域を以下の4区域とします。

【教育・保育提供区域】



地域区分	中学校区	小学校区	地域区分	中学校区	小学校区
西部地域	成法中学校	八尾小学校	中部地域	上之島中学校	山本小学校
		安中小学校			上之島小学校
	八尾中学校	用和小学校		曙川南中学校	曙川小学校
		長池小学校			刑部小学校
	久宝寺中学校	久宝寺小学校		曙川中学校	曙川東小学校
		美園小学校			南山本小学校
	桂中学校	桂小学校		東中学校	高安西小学校
東部地域	高美中学校	北山本小学校	南部地域		東山本小学校
		高美小学校		亀井中学校	西山本小学校
		高美南小学校			竹淵小学校
	高安小中学校			龍華中学校	亀井小学校
南部地域	南高安中学校	南高安小学校			龍華小学校
				大正中学校	永畑小学校
				志紀中学校	大正小学校
					大正北小学校
					志紀小学校

2 教育・保育給付の量の見込み及び提供体制の確保

(1) 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から17歳までの子どもの人口を令和2年（2020年）から令和6年（2024年）の3月末の住民基本台帳の人口をもとに推計しました。

0歳から17歳までの子どもの将来推計人口は、減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	1,663	1,628	1,601	1,576	1,555
1歳	1,706	1,714	1,679	1,650	1,625
2歳	1,721	1,713	1,721	1,685	1,656
3歳	1,914	1,736	1,728	1,736	1,700
4歳	1,958	1,911	1,733	1,726	1,733
5歳	2,046	1,974	1,927	1,747	1,740
6歳	2,004	2,048	1,976	1,929	1,748
7歳	2,125	2,004	2,048	1,976	1,929
8歳	2,081	2,130	2,009	2,053	1,981
9歳	2,112	2,078	2,127	2,006	2,050
10歳	2,033	2,115	2,080	2,130	2,008
11歳	2,170	2,039	2,121	2,086	2,136
12歳	2,209	2,174	2,043	2,125	2,090
13歳	2,211	2,214	2,179	2,048	2,130
14歳	2,297	2,218	2,221	2,186	2,055
15歳	2,235	2,305	2,226	2,229	2,194
16歳	2,362	2,236	2,306	2,227	2,230
17歳	2,359	2,374	2,247	2,317	2,238
合計	37,206	36,611	35,972	35,432	34,798

※人口の見込みは、市全体の人口をもとにコーホート変化率法で算出

コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(2) 量の見込み及び提供体制の確保方策について

令和5年度(2023年度)に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」(P96参照)等により把握した市民ニーズを踏まえ、八尾市子ども・子育て会議において、量の見込み及び確保方策について審議し、教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策を設定します。

(3) 確保方策の種別について

施設型給付費など教育・保育給付を受ける場合、子どもの年齢や保育の必要性などの状況により、「認定」を受ける必要があります。認定区分の種類は以下のとおりとなっており、認定区分に応じて施設を選択することになります。

【施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分】

1号認定	2号認定	3号認定
【対象】 満3歳～5歳の子ども 2号認定以外のもの	【対象】 満3歳～5歳の子ども 保護者の労働又は疾病 その他の内閣府令で定 める事由により家庭に おいて必要な保育を受 けることが困難である もの	【対象】 満3歳未満の子ども 保護者の労働又は疾病 その他の内閣府令で定 める事由により家庭に おいて必要な保育を受 けることが困難である もの
【給付の内容】 教育標準時間	【給付の内容】 保育短時間 保育標準時間	【給付の内容】 保育短時間 保育標準時間
【利用できる施設】 認定こども園 幼稚園	【利用できる施設】 認定こども園 保育所	【利用できる施設】 認定こども園 保育所 小規模保育等

各認定区分における教育・保育給付の量の見込みを確保するための施設として、第3期計画では、人口動向を踏まえ、申し込み数や入所数を勘案し、特定教育・保育施設や特定地域型保育などで確保します。

選択可能な施設の種類及び内容は以下のとおりです。

なお、特定地域型保育の実施にあたっては、連携施設を必置としています。

【認定区分に応じた選択可能な施設】

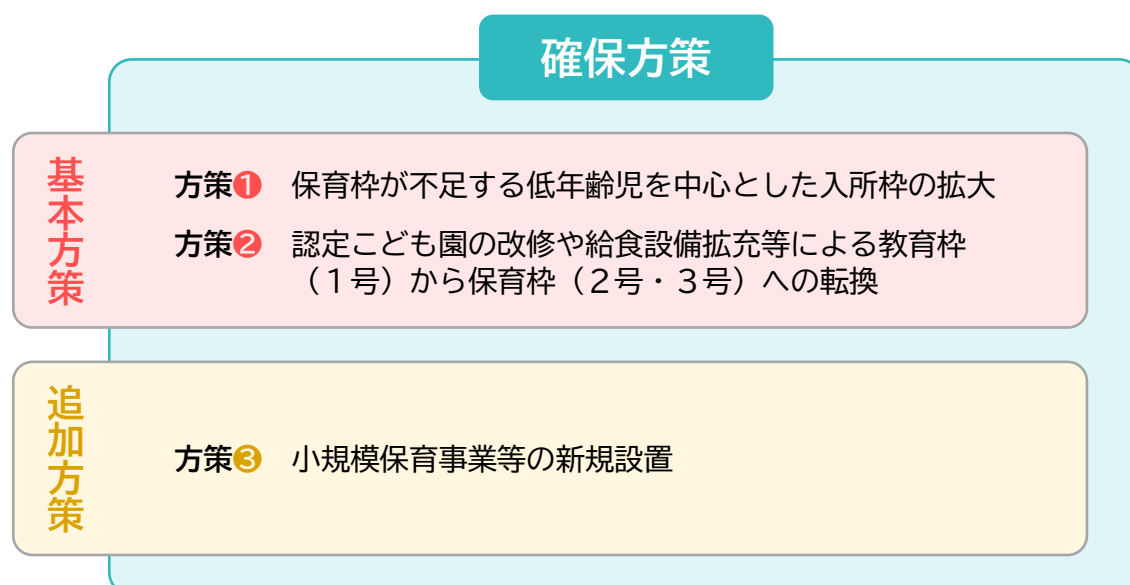
種類	内容
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度の施設へ移行する。 認定こども園、幼稚園、保育所
特定地域型保育	保育所などの施設より少人数の単位（19名以下）で0～2歳 の子どもを預かる事業（小規模保育事業）。 卒園後の保育枠は、連携施設等により確保します。 ※連携施設…地域型保育事業には原則、連携施設を設定し、 「保育内容支援」、「代替保育」等の連携・協力を行います。

（４）教育・保育給付の確保方策の八尾市の考え方について

本市では、これまで公民協働のもと、認定こども園の推進や小規模保育事業の設置による保育枠の拡大に取り組んできました。

第3期計画策定にあたり、教育・保育給付の量の見込みに対する確保方策を算出したところ、低年齢児（1歳）の保育枠が不足する結果となりました。そのため、本市では、以下の基本方策（方策①、方策②）に取り組むことで、引き続き公民協働のもと、保育士確保・定着を図りつつ、既存の特定教育・保育施設の有効活用を基本とする対策を行い、入所枠の確保を進めます。ただし、保育枠が不足している低年齢児枠確保の進捗によっては、追加方策（方策③）に取り組み、待機児童の継続的な解消を図るとともに、保留児童の対策を進めます。

なお、特定地域型保育の卒園後は、「連携施設」等の対策により、保育枠を確保します。



（５）各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策について

今後の人口の見込みや「子育て支援に関するアンケート調査」（Ｐ９６参照）等をもとに算出した市全体における各年度の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

なお、次ページ以降には提供区域ごとの量の見込み及び確保方策を記載しています。一部地域では確保方策が量の見込みに達していませんが、本市では、市全体をもって供給体制を整えるという考え方のもと、区域の状況も勘案しながら、量の見込みの確保します。

【全域】

単位：人

		令和７年度（２０２５年度）					令和８年度（２０２６年度）					令和９年度（２０２７年度）				
		満３歳以上 教育標準 時間認定 （１号）	満３歳以上 保育認定 （２号）	満３歳未満 保育認定（３号）			満３歳以上 教育標準 時間認定 （１号）	満３歳以上 保育認定 （２号）	満３歳未満 保育認定（３号）			満３歳以上 教育標準 時間認定 （１号）	満３歳以上 保育認定 （２号）	満３歳未満 保育認定（３号）		
				０歳	１歳	２歳			０歳	１歳	２歳			０歳	１歳	２歳
児童数（推計）		5,918		1,663	1,706	1,721	5,621		1,628	1,714	1,713	5,388		1,601	1,679	1,721
量の見込み		1,831	3,808	414	1,084	1,197	1,718	3,655	411	1,099	1,209	1,624	3,541	408	1,089	1,226
確保方策		2,209	3,946	486	1,043	1,251	2,209	3,946	480	1,058	1,245	2,209	3,946	477	1,094	1,245
	特定教育・ 保育施設	2,209	3,946	460	999	1,207	2,209	3,946	454	1,014	1,201	2,209	3,946	448	1,042	1,193
	特定地域型 保育	0	0	26	44	44	0	0	26	44	44	0	0	29	52	52
（確保方策）－（量の見込み）		378	138	72	▲41	54	491	291	69	▲41	36	585	405	69	5	19

	令和10年度（2028年度）					令和11年度（2029年度）					
	満3歳以上 教育標準 時間認定 （1号）	満3歳以上 保育認定 （2号）	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 （1号）	満3歳以上 保育認定 （2号）	満3歳未満 保育認定（3号）			
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳	
児童数（推計）	5,209		1,576	1,650	1,685	5,173		1,555	1,625	1,656	
量の見込み	1,568	3,503	407	1,083	1,213	1,540	3,521	406	1,079	1,209	
方確 策保	2,209	3,946	477	1,094	1,236	2,209	3,946	477	1,094	1,236	
	特定教育・ 保育施設	2,209	3,946	448	1,042	1,184	2,209	3,946	448	1,042	1,184
	特定地域型 保育	0	0	29	52	52	0	0	29	52	52
（確保方策）－（量の見込み）	641	443	70	11	23	669	425	71	15	27	

【区域別】

西部

単位：人

	令和7年度（2025年度）					令和8年度（2026年度）					令和9年度（2027年度）				
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,939	571	625	581		1,842	558	590	620		1,804	548	577	585
量の見込み	574	1,318	154	429	436	540	1,267	152	409	471	523	1,256	151	405	449
確保方策	650	1,531	229	432	515	650	1,531	223	425	505	650	1,531	217	422	497
特定教育・ 保育施設	650	1,531	219	418	501	650	1,531	213	411	491	650	1,531	207	408	483
特定地域型 保育	0	0	10	14	14	0	0	10	14	14	0	0	10	14	14
（確保方策）-（量の見込み）	76	213	75	3	79	110	264	71	16	34	127	275	66	17	48

	令和10年度（2028年度）					令和11年度（2029年度）				
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,755	538	567	572		1,747	531	555	562
量の見込み	499	1,237	150	403	444	493	1,244	150	399	442
策方保確	650	1,531	217	422	488	650	1,531	217	422	488
特定教育・ 保育施設	650	1,531	207	408	474	650	1,531	207	408	474
特定地域型 保育	0	0	10	14	14	0	0	10	14	14
（確保方策）-（量の見込み）	151	294	67	19	44	157	287	67	23	46

※区域別の児童数（推計）は、区域別の人口をもとにコーホート変化率法で算出（以下同様）

東部

単位：人

	令和7年度（2025年度）					令和8年度（2026年度）					令和9年度（2027年度）				
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		447	111	110	132		442	107	117	115		405	105	113	122
量の見込み	157	279	32	64	83	153	279	32	69	74	138	258	31	68	79
確保方策	83	356	36	76	91	83	356	36	76	91	83	356	36	76	91
特定教育・ 保育施設	83	356	36	76	91	83	356	36	76	91	83	356	36	76	91
特定地域型 保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（確保方策）-（量の見込み）	▲74	77	4	12	8	▲70	77	4	7	17	▲55	98	5	8	12

	令和10年度（2028年度）					令和11年度（2029年度）				
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		390	102	111	118		374	100	108	116
量の見込み	132	252	31	67	77	125	244	31	66	77
策方保確	83	356	36	76	91	83	356	36	76	91
特定教育・ 保育施設	83	356	36	76	91	83	356	36	76	91
特定地域型 保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（確保方策）-（量の見込み）	▲49	104	5	9	14	▲42	112	5	10	14

中部

単位：人

	令和7年度（2025年度）					令和8年度（2026年度）					令和9年度（2027年度）				
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		2,012	532	543	575		1,923	522	557	556		1,849	516	547	570
量の見込み	660	1,192	116	325	368	621	1,145	116	337	360	585	1,108	116	335	374
確保方策	780	954	90	246	302	780	954	90	262	302	780	954	93	277	310
特定教育・ 保育施設	780	954	82	231	287	780	954	82	247	287	780	954	82	254	287
特定地域型 保育	0	0	8	15	15	0	0	8	15	15	0	0	11	23	23
（確保方策）－（量の見込み）	120	▲238	▲26	▲79	▲66	159	▲191	▲26	▲75	▲58	195	▲154	▲23	▲58	▲64

	令和10年度（2028年度）					令和11年度（2029年度）				
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,801	511	540	560		1,784	507	535	553
量の見込み	582	1,130	116	334	371	572	1,136	116	335	371
策方保確	780	954	93	277	310	780	954	93	277	310
特定教育・ 保育施設	780	954	82	254	287	780	954	82	254	287
特定地域型 保育	0	0	11	23	23	0	0	11	23	23
（確保方策）－（量の見込み）	198	▲176	▲23	▲57	▲61	208	▲182	▲23	▲58	▲61

南部

単位：人

	令和7年度（2025年度）					令和8年度（2026年度）					令和9年度（2027年度）				
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,520	450	428	435		1,419	441	451	422		1,339	433	442	445
量の見込み	440	1,019	112	266	310	404	964	111	284	304	378	919	110	281	324
確保方策	696	1,105	131	289	343	696	1,105	131	295	347	696	1,105	131	319	347
特定教育・ 保育施設	696	1,105	123	274	328	696	1,105	123	280	332	696	1,105	123	304	332
特定地域型 保育	0	0	8	15	15	0	0	8	15	15	0	0	8	15	15
（確保方策）－（量の見込み）	256	86	19	23	33	292	141	20	11	43	318	186	21	38	23

	令和10年度（2028年度）					令和11年度（2029年度）				
	満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）			満3歳以上 教育標準 時間認定 (1号)	満3歳以上 保育認定 (2号)	満3歳未満 保育認定（3号）		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,275	427	434	436		1,276	419	428	428
量の見込み	355	884	110	279	321	350	897	109	279	319
策方保確	696	1,105	131	319	347	696	1,105	131	319	347
特定教育・ 保育施設	696	1,105	123	304	332	696	1,105	123	304	332
特定地域型 保育	0	0	8	15	15	0	0	8	15	15
（確保方策）－（量の見込み）	341	221	21	40	26	346	208	22	40	28

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

アンケート調査から得られた利用希望及び国の指針等を踏まえつつ、これまでの実績をもとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を算出し、提供体制の確保方策を定めます。

(1) 利用者支援事業

【事業の概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て家庭に対して面談や訪問等を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援する事業

【現状】

単位：か所

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施か所数	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策】

単位：か所

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	2	2	2	2	2
基本型	—	—	—	—	—
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	2	2	2	2	2
基本型	—	—	—	—	—
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【これからの方向性】

これまでの実績を踏まえ、地域子育て支援拠点事業の事業者や認定こども園等の関係機関と連携し、多様なニーズに合わせたきめ細やかな支援を実施します。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園等において保育を実施する事業です。現在、本市ではすべての認定こども園等で実施しています。

【現状】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用人数	3,617	2,116	2,138	2,138

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
確保方策	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200

【これからの方向性】

これまでの実績を踏まえ、多様化するニーズに対応できるよう、引き続き、市内のすべての認定こども園等で実施することにより、量の見込みの確保に取り組めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童室事業）

【事業の概要】

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用人数	3,852	3,491	3,421	3,632

【 量の見込みと確保方策 】

≪ 全域 ≫

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	4,110	4,370	4,590	4,750	4,790
1年生	1,140	1,190	1,200	1,190	1,100
2年生	1,030	1,050	1,100	1,110	1,100
3年生	860	930	950	1,000	1,020
4年生	580	610	670	700	740
5年生	320	380	410	460	490
6年生	180	210	260	290	340
確保方策	4,110	4,370	4,590	4,750	4,790

≪ 区域別 ≫

西部

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,300	1,390	1,470	1,550	1,580
1年生	360	380	400	390	370
2年生	300	320	340	360	350
3年生	310	310	320	350	370
4年生	160	180	190	200	220
5年生	110	130	140	150	160
6年生	60	70	80	100	110
確保方策	1,300	1,390	1,470	1,550	1,580

東部

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	330	340	370	380	370
1年生	80	80	90	80	70
2年生	80	80	90	100	90
3年生	60	60	60	70	80
4年生	60	50	50	60	60
5年生	30	40	40	40	40
6年生	20	30	40	30	30
確保方策	330	340	370	380	370

中部

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,360	1,470	1,560	1,600	1,610
1年生	380	410	400	390	370
2年生	380	370	390	380	370
3年生	260	330	320	340	330
4年生	200	200	260	250	270
5年生	90	110	120	160	160
6年生	50	50	70	80	110
確保方策	1,360	1,470	1,560	1,600	1,610

南部

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,120	1,170	1,190	1,220	1,230
1年生	320	320	310	330	290
2年生	270	280	280	270	290
3年生	230	230	250	240	240
4年生	160	180	170	190	190
5年生	90	100	110	110	130
6年生	50	60	70	80	90
確保方策	1,120	1,170	1,190	1,220	1,230

【 これからの方向性 】

これまでの実績を踏まえ、市内の公立小学校・義務教育学校内を中心に児童室を設置し、量の見込みの確保に取り組めます。

なお、取り組みの推進にあたっては、すべての児童室において基準を満たせるよう、保育環境の改善にも取り組めます。

また、放課後子ども教室との一体的な実施など、連携強化を図るとともに、放課後等の子どもの過ごし方について検討し、総合的な放課後対策を実施します。

さらに、障がいのある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについては、関係機関等と連携を図りながら、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業の概要】

保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童を施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状】

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用人数	93	59	144	210

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	250	250	250	250	250
確保方策	250	250	250	250	250

【これからの方向性】

これまでの実績や事業の性質を踏まえ、令和7年度（2025年度）のサービス量を維持することにより、量の見込みの確保に取り組みます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現状】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用人数	1,719	1,749	1,671	1,652

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,660	1,630	1,600	1,580	1,560
確保方策	1,660	1,630	1,600	1,580	1,560

【これからの方向性】

対象者の減少が見込まれますが、4か月児健康診査までに、乳児がいるすべての家庭を訪問・把握し、量の見込みの確保に取り組みます。

(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業の概要】

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を確保する事業です。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【現状】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用人数	20	31	22	26

※数値は養育支援訪問事業のもの

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	30	30	30	30	30
確保方策	30	30	30	30	30

※数値は養育支援訪問事業のもの

【これからの方向性】

養育支援訪問事業に関する情報提供を十分行い認知度を高めるなど、利用促進を図りながら、子育てに不安を抱える保護者のニーズに対応できるよう、量の見込みの確保に取り組めます。

また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を実施し、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のために要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（地域子育て支援センターやつどいの広場等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

単位：人回

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用人数	18,480	25,261	26,825	25,074

【量の見込みと確保方策】

＜全域＞

単位：人回

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
確保方策	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

＜区域別＞

西部

単位：人回

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

東部

単位：人回

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

中部

単位：人回

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

南部

単位：人回

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
確保方策	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

【 これからの方向性 】

これまでの実績を踏まえ、引き続ききめ細やかな対応が行えるよう、量の見込みの確保に取り組めます。

（８）一時預かり事業

【 事業の概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

また、教育のみを必要とする児童に対しては、認定こども園において、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり保育を実施しています。

【 現状 】

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用人数	68,601	70,987	90,624	83,520
認定こども園等の 預かり保育	62,663	62,528	81,147	72,332
その他の 一時預かり	5,938	8,459	9,477	11,188

【 量の見込みと確保方策 】

《 全域 》

単位：人日

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
認定こども園等の 預かり保育	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000
その他の 一時預かり	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
確保方策	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
認定こども園等の 預かり保育	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000
その他の 一時預かり	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000

≪区域別≫

西部

単位：人日

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700
認定こども園等 の預かり保育	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
その他の 一時預かり	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
確保方策	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700
認定こども園等 の預かり保育	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
その他の 一時預かり	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700

東部

単位：人日

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
認定こども園等 の預かり保育	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
その他の 一時預かり	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保方策	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
認定こども園等 の預かり保育	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
その他の 一時預かり	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

中部

単位：人日

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	33,300	33,300	33,300	33,300	33,300
認定こども園等 の預かり保育	28,600	28,600	28,600	28,600	28,600
その他の 一時預かり	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
確保方策	33,300	33,300	33,300	33,300	33,300
認定こども園等 の預かり保育	28,600	28,600	28,600	28,600	28,600
その他の 一時預かり	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700

南部

単位：人日

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700
認定こども園等 の預かり保育	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
その他の 一時預かり	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
確保方策	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700
認定こども園等 の預かり保育	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
その他の 一時預かり	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600

【 これからの方向性 】

認定こども園の預かり保育については、教育のみを必要とする人への子育て支援策の充実が図れるよう、これまでの実績を踏まえつつ、現状のサービス量を維持することにより、見込み量の確保に取り組めます。

また、その他の一時預かりについては、これまでの実績を踏まえながら、現状のサービスを維持することにより、量の見込みの確保に取り組めます。

(9) 病児保育事業

【事業の概要】

病児について、病院・認定こども園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

・病児対応型

病気回復期に至らないが、当面症状の急変が認められない状態にあり、集団での保育が困難な子どもを専用のスペースにて保育する事業

・体調不良児対応型

認定こども園等に通所しており、保育中に体調不良となった子どもを、保護者が迎えに来るまでの間、その園の専用スペース等で保育する事業

【現状】

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用人数	3,390	5,771	6,796	8,408
病児対応型	2か所	2か所	2か所	2か所
体調不良児 対応型	29か所	28か所	29か所	32か所

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
確保方策	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

【これからの方向性】

これまでの実績を踏まえ、令和7年度(2025年度)のサービス量を維持することにより、量の見込みの確保に取り組みます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 事業の概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用人数	1,380	1,452	1,180	728

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	800	800	800	800	800
確保方策	800	800	800	800	800

【 これからの方向性 】

これまでの実績や事業の性質を踏まえ、令和7年度（2025年度）のサービス量を維持することにより、量の見込みの確保に取り組みます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 事業の概要 】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に医学的検査を実施する事業です。

【 現状 】

単位：人回

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用人数	24,529	24,057	21,506	21,392

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人回

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	23,300	22,800	22,400	22,100	21,800
確保方策	23,300	22,800	22,400	22,100	21,800

【 これからの方向性 】

母子健康手帳交付の際に健康診査の受診を促すなど、量の見込みの確保に取り組めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 事業の概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

なお、国の幼児教育・保育無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園に通う子どもがいる世帯に対しても、当事業により副食費の支援を行います。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用人数	135	124	114	138

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	150	150	150	150	150
確保方策	150	150	150	150	150

【 これからの方向性 】

これまでの実績を踏まえ、令和7年度(2025年度)のサービス量を維持することにより、量の見込みの確保に取り組めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 事業の概要 】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。新規参入施設等への事業経験者の巡回支援や、健康面・発達面の特別な支援が必要な子どもへの職員加配を行います。

【 これからの方向性 】

引き続き特定教育・保育施設等の設置、運営を促進し、子育て支援環境の充実に努めます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【 事業の概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ人数				91

※令和5年（2023年）9月から実施

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	600	590	580	570	560
確保方策	600	590	580	570	560

【 これからの方向性 】

事業の周知を行うとともに、関係機関と連携を図りつつ対象世帯に支援を実施し、量の見込みの確保に取り組めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業の概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【現状】

令和7年度（2025年度）からの実施に向けて検討中。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15

【これからの方向性】

事業の周知を行うとともに、関係機関と連携を図りつつ対象世帯に支援を実施し、量の見込みの確保に取り組みます。

(16) 親子関係形成支援事業

【事業の概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

【現状】

令和7年度（2025年度）からの実施に向けて検討中。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	15	15	15	15	14
確保方策	15	15	15	15	14

【 これからの方向性 】

事業の周知を行うとともに、関係機関と連携を図りつつ対象世帯に支援を実施し、量の見込みの確保に取り組みます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【 事業の概要 】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、子育ての情報提供や相談に応じるとともに、必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【 現状 】

単位：回

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用人数				3,350

【 量の見込みと確保方策 】

単位：回

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	3,440	3,380	3,330	3,290	3,250
確保方策	3,440	3,380	3,330	3,290	3,250

【 これからの方向性 】

妊娠期から保健師・助産師等による面談を行い、量の見込みの確保に取り組みます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 事業の概要 】

保育の必要性を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で認定こども園等を利用可能とする通園制度で、在宅児童及び保護者に保育サービスを提供することで、家庭で過ごすだけでは得られないさまざまな経験を通じて、子どもの育ちを応援する事業です。

【 これからの方向性 】

本事業は、令和7年度(2025年度)に地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度(2026年度)からは子ども・子育て支援法に基づく給付制度として全国で一律に実施されます。

本市でも、令和7年度(2025年度)に、特定教育・保育施設や特定地域型保育等で実施し、ニーズ把握とノウハウの蓄積に努めるとともに、令和8年度(2026年度)からは、国等の動向を踏まえながら、給付事業を実施します。

(19) 産後ケア事業

【 事業の概要 】

分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所等において、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

【 現状 】

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
延べ利用人数	274	425	455	498

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,120	1,150	1,190	1,230	1,270
確保方策	1,120	1,150	1,190	1,230	1,270

【 これからの方向性 】

これまでの実績や事業に対するニーズを踏まえ、量の見込みの確保に取り組めます。



第5章 計画推進に向けて

1 推進体制

計画の推進にあたっては、基本理念の実現に向けて、7つの視点（P 6 参照）を横断的にもちながら、庁内各部局が連携するとともに、地域の多様な主体とも連携・協働し、八尾市全体で取り組みます。

また、本計画に掲げる施策の推進においては、こどもの意見やニーズを把握するように努め、こどもの意見を尊重しながら取り組みます。

なお、計画進捗は、八尾市子ども・子育て会議へ、毎年度報告します。

2 計画の点検・評価（進捗管理）

計画の点検・評価は、基本方向ごとに定めた3つの「めざす姿」（アウトカム指標（P14、27、34参照））と重点事項ごとに定めるアウトプット指標（P105参照）を用い、八尾市子ども・子育て会議へ報告し、その進捗状況の把握やこれからの方向性について検討を行います。

3 計画の周知

基本理念の実現に向けて、こどもや保護者、子育て支援団体、学校など、直接こどもに関わる団体や機関を含むすべての市民に対して、本計画の趣旨や重点的に取り組む内容等について知ってもらうため、こどもの意見も踏まえながら、計画をわかりやすくまとめた「八尾市こども計画（こども版）」を作成しました。今後、計画がより多くの市民に伝わるよう、周知に努めます。

また、計画の周知を通じて、子どもの権利が擁護されるようにつなげていきます。



資料編

1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、八尾市子ども・子育て会議等における検討のほか、市民へアンケート調査を行い、現状を把握したうえで、これからの方向性を検討しました。

また、こども基本法の基本理念にのっとり、子どもや若者当事者及び保護者への意見聴取や支援機関との意見交換など、幅広く意見を集め、当事者の声を聴きながら検討を行いました。

(1) 八尾市子ども・子育て会議の開催

学識経験者、関係団体・機関の代表者、市民委員等で構成される八尾市子ども・子育て会議を開催し、本計画について審議しました。また、子ども・子育て支援事業計画については、八尾市子ども・子育て会議の専門部会として八尾市子ども・子育て支援事業計画策定部会を開催し、本計画について審議しました。

なお、庁内会議として関係各課で構成する八尾市切れ目のない支援推進会議でも、本計画の推進体制も含めて検討しました。

(2) 各種アンケート調査の実施

本計画策定に向けて、以下のとおりアンケート調査を実施し、現状やニーズの把握を行いました。アンケート調査の詳細は、資料編（P82参照）に記載しています。

種類	対象	調査時期	配布数	有効回答数	有効回答率
ひとり親家庭等へのアンケート調査	児童扶養手当受給資格者	令和5年(2023年)8月	2,643 通	1,793 通	67.8%
大阪府子どもの生活に関する実態調査(八尾市)	小学5年生・中学2年生及びその保護者	令和5年(2023年)9月	8,292 通	2,579 通	31.1%
中学校卒業後の子どもに関するアンケート調査	高校1年生から高校3年生相当の年齢の者	令和5年(2023年)11月	7,020 通	1,612 通	23.0%
子育て支援に関するアンケート調査	就学前児童のいる家庭から無作為抽出	令和5年(2023年)12月	3,500 通	1,568 通	44.8%
こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査	15歳～39歳から無作為抽出	令和5年(2023年)12月	3,000 通	804 通	26.8%

(3) こどもの意見聴取の実施

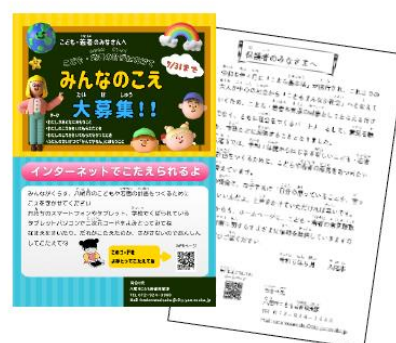
こどもがふだんの生活で感じていることや疑問に感じていること、大人に言いたいことなどについて、意見を集めました。

意見聴取については、いつでも回答できる方法（常設型）、出席者が集まる場所へ出向く方法（スポット型）、支援者や保護者などから当事者の声を聴く方法（アドボケイト型）の3つの柱で実施しました。意見を積極的につたえられる子、促されるとつたえられる子、つたえることに消極的な子、つたえることが困難な子など、さまざまな当事者から意見が聴けるよう、日ごろから当事者に関わっている支援機関や地域で活動する団体や大学生などの協力も得ながら、ワークショップやWEBページの活用、意見交換など、工夫を凝らして実施しました。

① 常設型 「みんなのこえ 大募集！」

WEBページから意見を募集しました。

市政だよりやホームページのほか、就学前施設や市立小中学校等へちらしやポスターを配付し、意見募集とあわせて募集する趣旨についても周知しました。



主な意見のまとめ(102件)

「わたしがおとなにおもうこと」
「大人は忙しい」、「仕事が大変そう」、「大人は自由なのに、こどもには自由があまりない」などの意見がありました。
「わたしのこえをきいてもらえたとき」
「お母さんが気持ちを聞いてくれたり、友だちから嫌なことを言われたときに、別の友だちが理解してくれたことが嬉しかった」などの意見がありました。
「わたしのこえをきいてもらえなかったとき」
「習いごとや勉強をやりたくないときに、気持ちや意見をきいてもらえないことが、悲しい、つらい」などの意見がありました。
「ふだんのせいかつで「なんでやねん」とおもうこと」
「公園でのボール遊びが禁止されていること」や、学校生活では、「宿題がしんどい」、「授業が面白くない」、「洋式トイレが少ない」などの意見がありました。

② スポット型 「つたえてみよう みんなのこえ」

市内商業施設や市内活動団体の協力を得て、イベントブースを設け、こどもが想いをつたえる企画を行いました。あわせて、子どもの権利を啓発するため「子どもの権利なんでやねん！すごろく」の体験会も行いました。

また、市内で開設されるこどもの居場所でも意見聴取に協力いただきました。



主な意見のまとめ（388件）

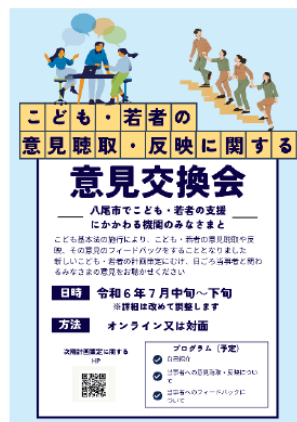
- ・大きくなったら、〇〇になりたい。
- ・いつもありがとう。
- ・公園や遊ぶ場所が増えてほしい。
- ・大人は自分勝手。
- ・休み時間が短い。
- ・おいしい給食をいつもありがとう。
- ・なぜ、勉強しないといけないの？
- ・もっと外で遊びたい。
- ・思っていることを言ってもわかってもらえない。
- ・きれいな学校にしてほしい。
- ・おこづかいを増やしてほしい。
- ・自分（兄・姉）には厳しいのに弟（妹）にあまい。

③ アドボケート型 「こども・若者の意見聴取・反映に関する意見交換会」

日ごろから当事者に関わっている支援機関から当事者からの意見聴取や反映の方法などについて意見交換を行いました。

参加支援機関 5機関

- ・社会的居場所事業わかごぼう
- ・社会福祉法人つむぎ福祉会（若者相談窓口）
- ・社会福祉法人 八尾隣保館サポートやお
- ・社会福祉法人 八尾隣保館ルフレ八尾
- ・八尾市教育センター



主な意見のまとめ

支援者が感じるの子ども・若者の特性	・こどもたちが自分の思いを受け入れてもらいたいと考えており、大人の言い方一つで指導と受け取られることもあり、受け入れられることを期待している。 ・こどもたちは、こうしないといけないという正解を知っているが、それを実行できないことが多い。 ・さまざまなところで否定をされてきた人生を歩んできた子ども・若者が多い。 ・消極的な子と積極的な子のタイプがあり、タイプに応じた聴き取り方や支援を考えていくことが必要。
支援者が子ども・若者の声を聴き出す際にこころがけていること	・こどもたちとの信頼関係を構築し、意見を言いやすい環境をつくるためには、まず共感と傾聴の姿勢をもち、否定はせず、時間をかけながら、相手の話を共感しながら傾聴すること。 ・日常的な関わりを通じて信頼関係を構築し、困ったときに意見を言いやすい環境を整えること。 ・アドバイスや提案は慎重に行い、まずは話を聴くことに専念し、こどもたちが自分の考えや気持ちを整理できるようにサポートすること。 ・子ども・若者が望むのは、否定せずに聴いてほしいということ、今自分が抱えているものを分かってほしい、自分が抱えているものを聴くだけでもいいからその時に半分抱えてほしい、気持ちを支えてほしいというものがあること。
支援者の立場から、子ども・若者の権利を守るために必要だと思うこと	・保護者や教員等大人が子どもの権利について理解し、守ること。 ・子ども・若者が意見を言いやすい環境づくり。

2 計画の策定経過

(1) 八尾市子ども・子育て会議の開催

	回数	日程	内 容
令和5年度 (2023年度)	第1回	令和5年(2023年) 7月26日	・ 八尾市こどもいきいき未来計画の実績等について ・ 令和5年(2023年)4月1日現在の待機児童数等について ・ 就学前施設の整備について ・ 次期八尾市こどもいきいき未来計画について
	第2回	令和6年(2024) 3月19日	・ 特定教育・保育施設等の利用定員について ・ 次期八尾市こどもいきいき未来計画策定に係る調査結果(速報値)について(単純集計・クロス集計報告) ・ こども・若者意見聴取の取り組みについて ・ 次期八尾市こどもいきいき未来計画の策定について
令和6年度 (2024年度)	第1回	令和6年(2024年) 8月29日	・ 八尾市こどもいきいき未来計画総括について ・ (仮称)八尾市こども計画策定について
	第2回	令和6年(2024年) 11月27日	・ 子ども・子育て支援事業計画で定める確保方策等の検討について(報告) ・ 八尾市こども計画(素案)及び市民意見提出制度の実施について ・ 八尾市こども計画(こども版)について
	第3回	令和7年(2025年) 2月12日	・ 八尾市こども計画(素案)のパブリックコメント実施結果について ・ 八尾市こども計画概要版について ・ 八尾市こども計画(こども版)及びこどもへの意見募集の結果について ・ 特定教育・保育施設の利用定員について

(2) 八尾市子ども・子育て支援事業計画策定部会の開催

	回数	日程	内 容
令和5年度 (2023年度)	第1回	令和5年(2023年) 10月27日	・第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
	第2回	令和6年(2024年) 2月28日	・次期八尾市こどもいきいき未来計画策定に係るニーズ調査結果について(単純集計報告他)
令和6年度 (2024年度)	第1回	令和6年(2024年) 9月27日	・第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画について ・教育・保育給付の「量の見込み」及び提供体制の「確保方策」について ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策について
	第2回	令和6年(2024年) 10月25日	・第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画素案について

(3) 市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施

時 期	内 容
令和6年(2024年)12月 ～令和7年(2025年)1月	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づく市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施

(4) こども版への意見募集の実施

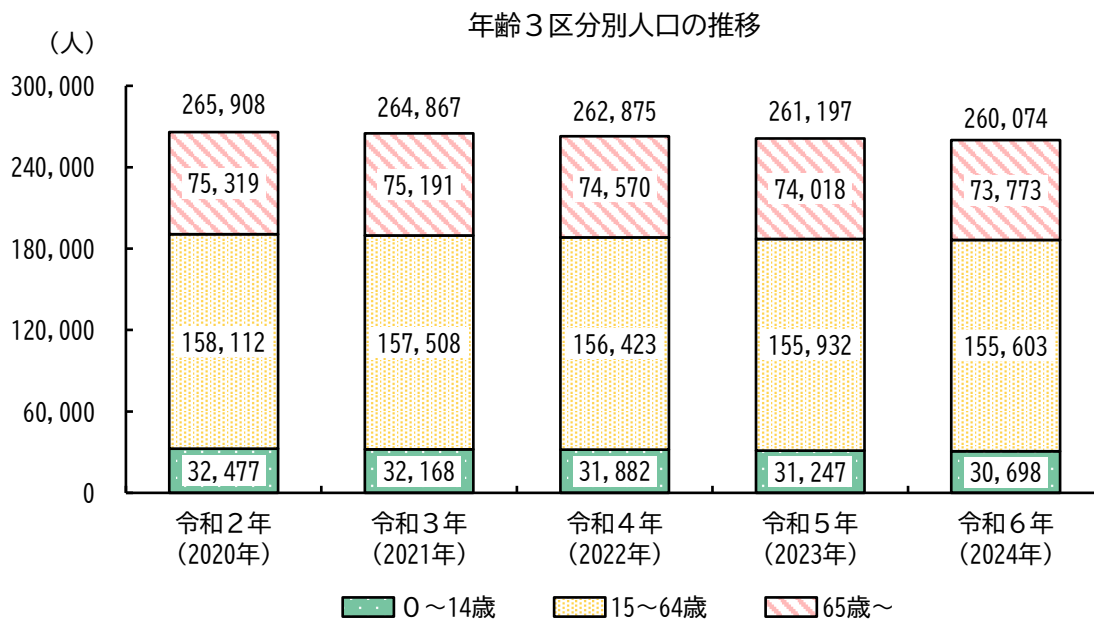
時 期	内 容
令和6年(2024年)12月 ～令和7年(2025年)1月	市内の公立小中・義務教育学校や就学前施設等へチラシの配付・配架協力を得て、こども版への意見募集を実施

3 統計データからみえる八尾市の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

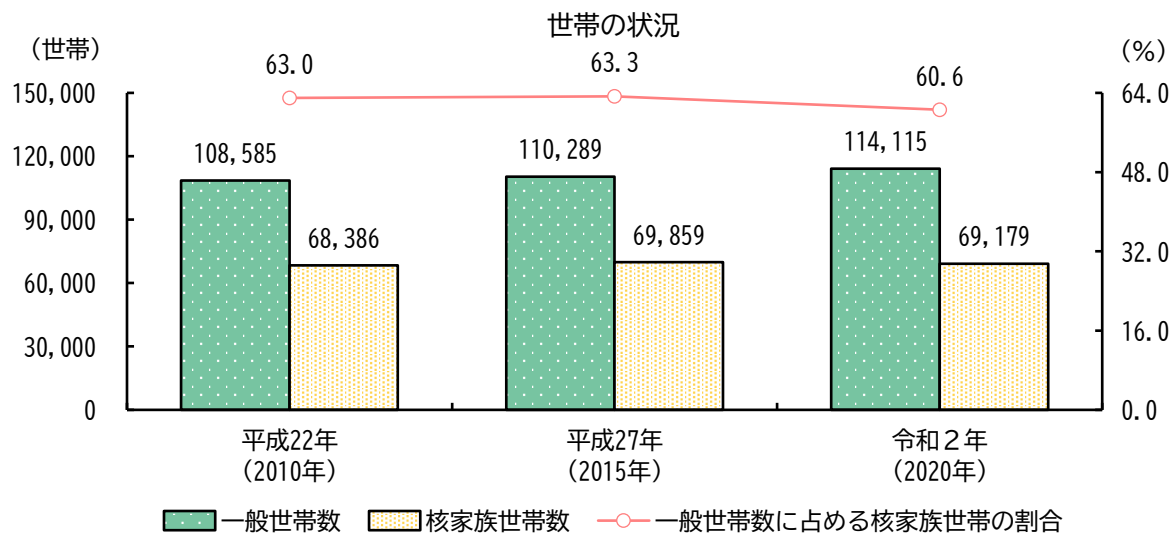
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年(2024年)3月末現在で260,074人となっています。



(2) 世帯の状況

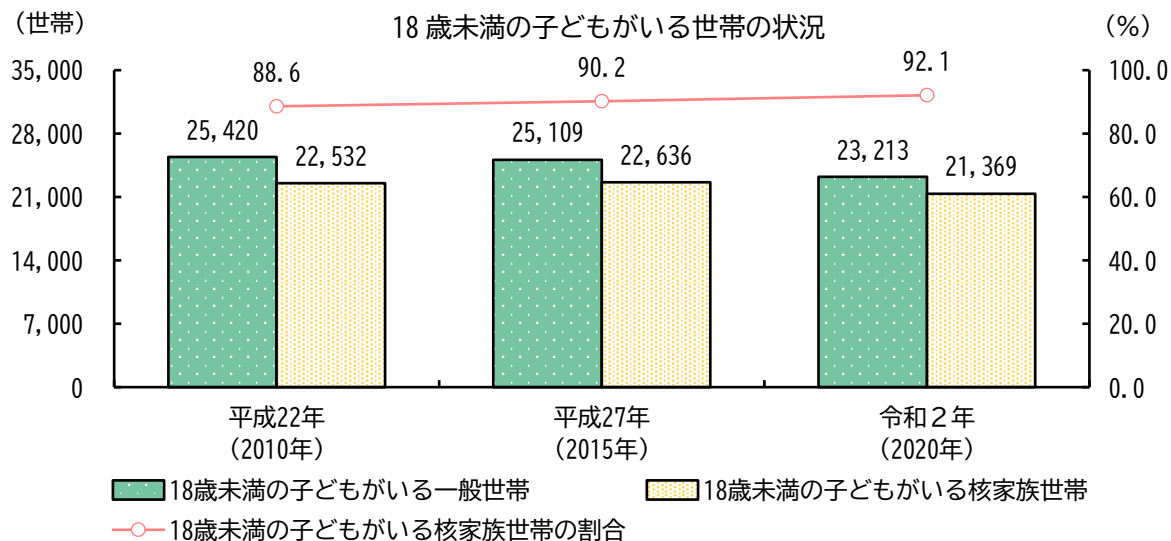
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の一般世帯数は増加しており、令和2年（2020年）で114,115世帯となっています。一方、核家族世帯数の減少がみられ、一般世帯数に占める核家族世帯の割合は減少しています。



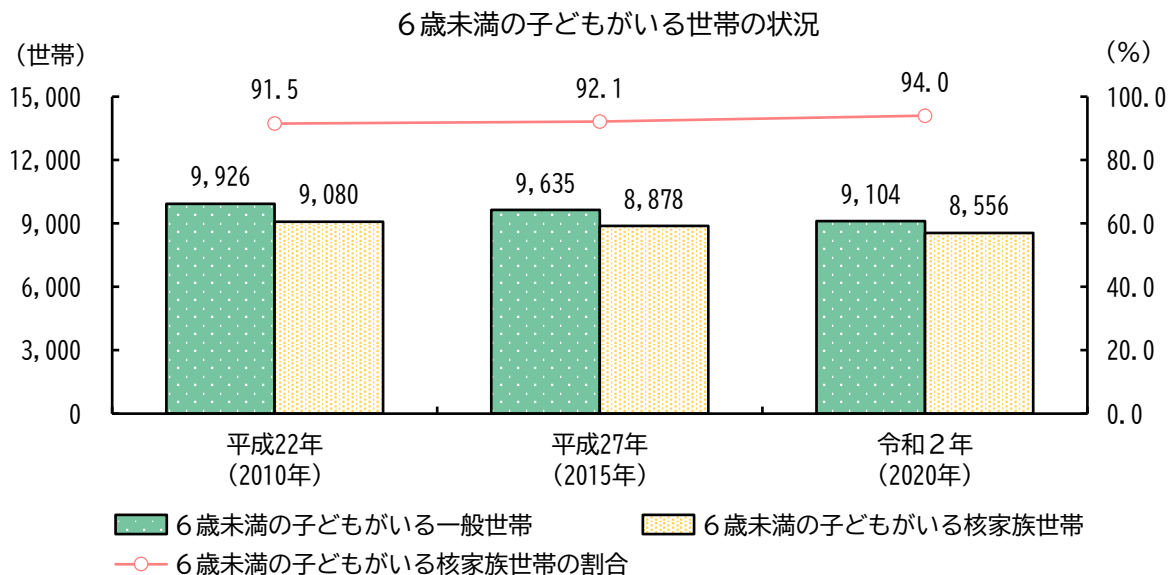
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年（2020年）で23,213世帯なっています。一方、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

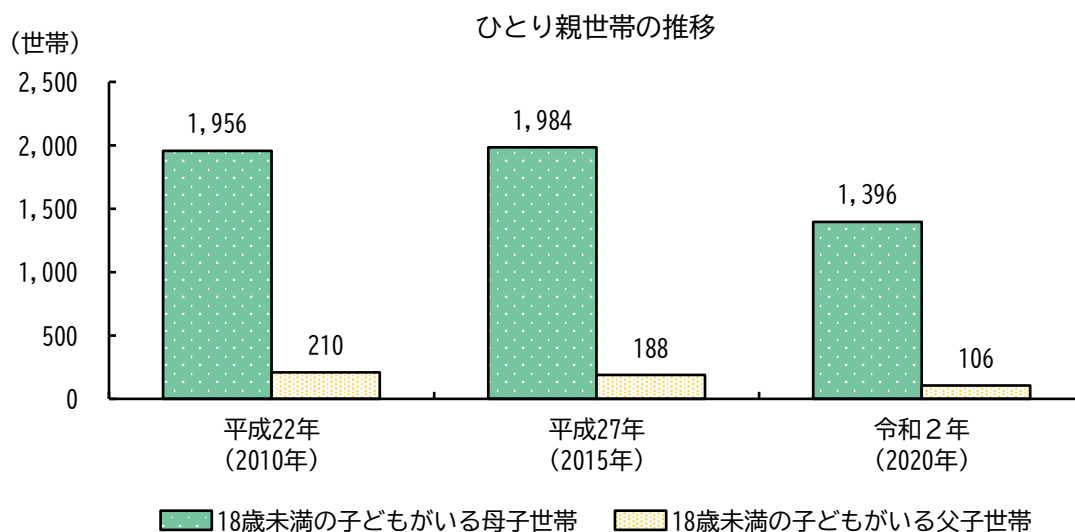
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年（2020年）で9,104世帯となっています。一方、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯・父子世帯は減少しており、令和2年（2020年）で母子世帯は1,396世帯、父子世帯は106世帯となっています。

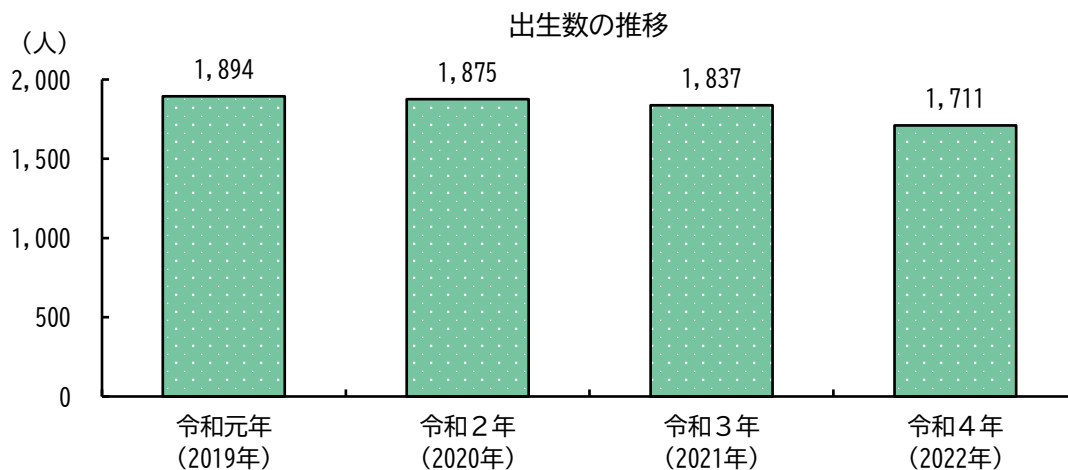


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

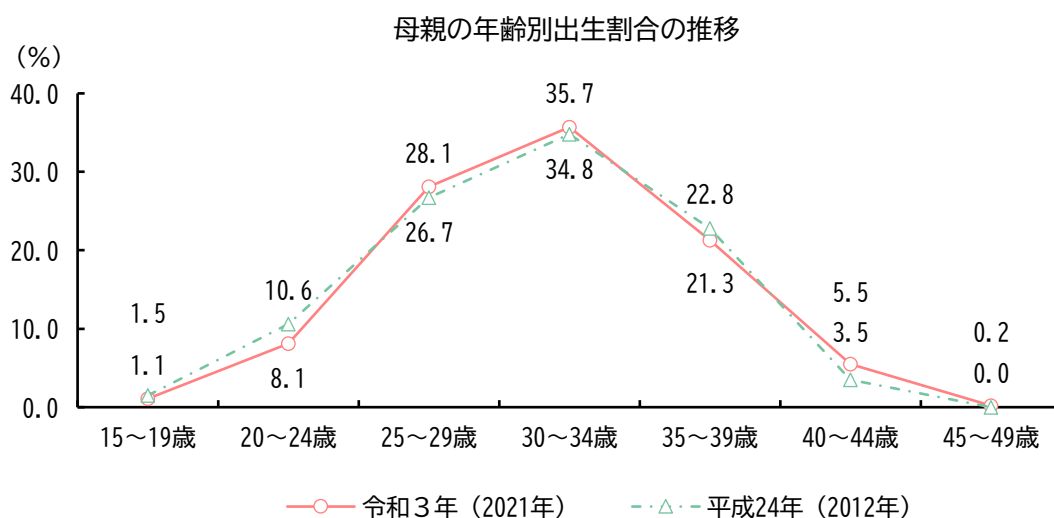
本市の出生数は年々減少しており、令和4年（2022年）で1,711人となっています。



資料：大阪府 人口動態調査

② 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成24年（2012年）と比較し、令和3年（2021年）で、20～24歳の割合が減少しているのに対し、40～44歳の割合が増加しています。

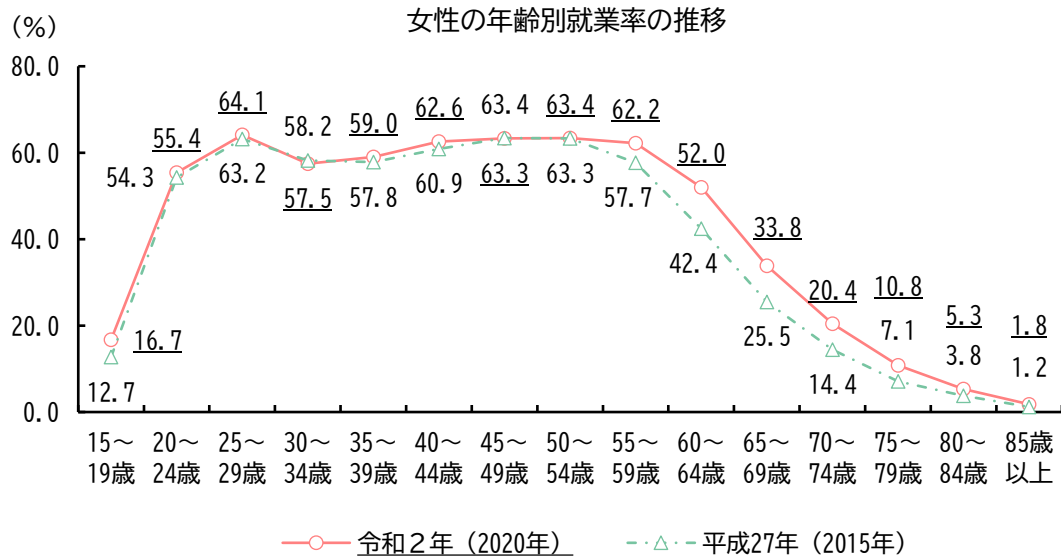


資料：大阪府 人口動態調査

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

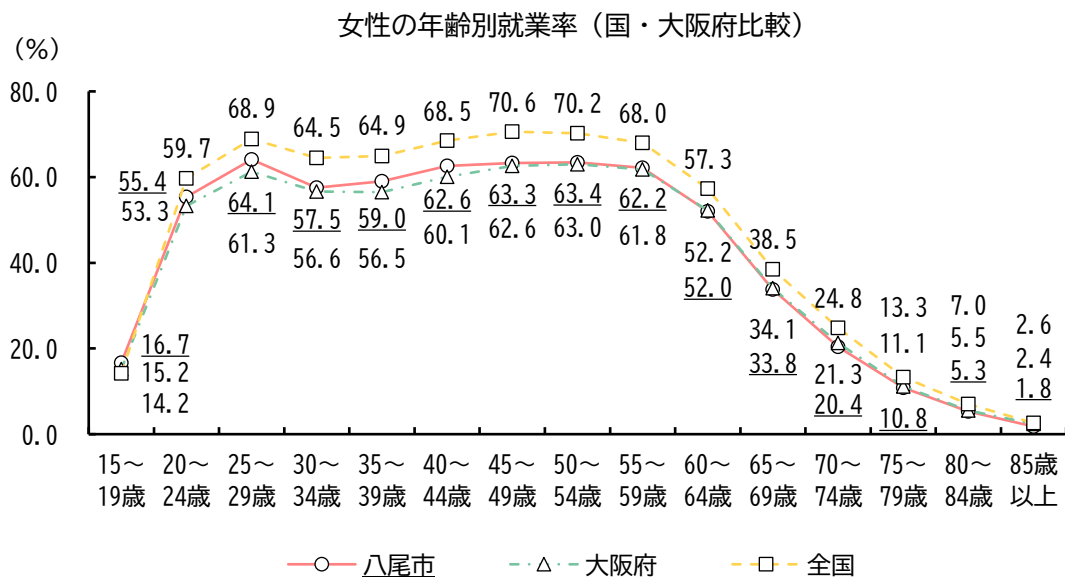
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。近年では全体的に就業率が高くなっており、特に50歳～79歳の就業率も平成27年（2015年）と比較し、令和2年（2020年）では高くなっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・大阪府比較）

本市の令和2年（2020年）の女性の年齢別就業率は、全国より低く、大阪府と比較すると同水準で推移しています。

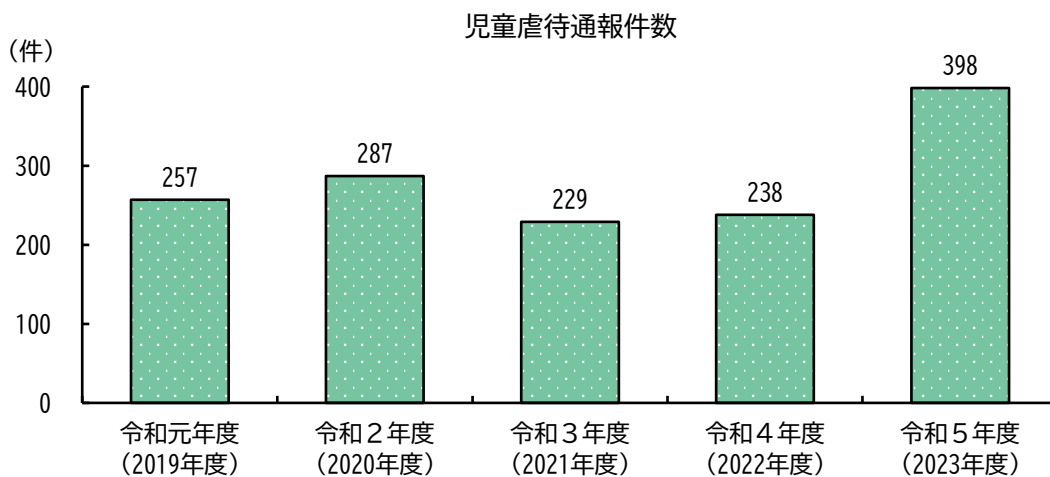


資料：国勢調査

(5) こどもの状況

① 児童虐待通報件数

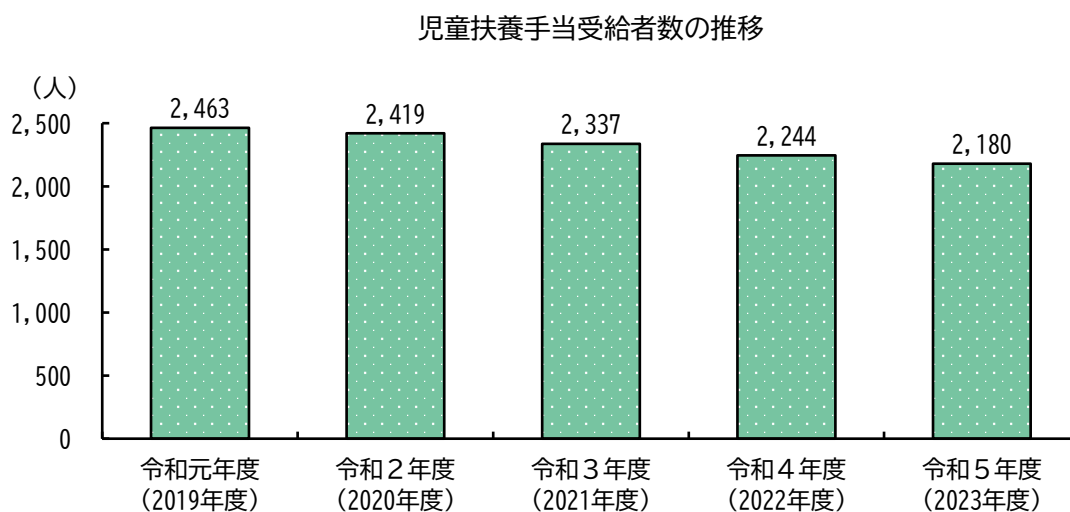
本市の児童虐待通報件数は増減を繰り返しており、令和5年度（2023年度）に398件となっています。



資料：庁内資料

② 児童扶養手当受給者数の推移

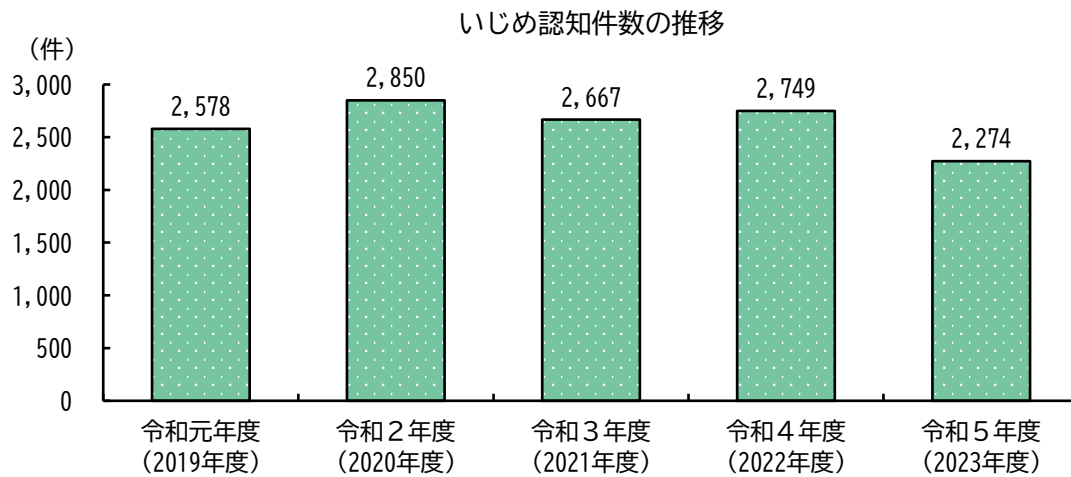
本市の児童扶養手当受給者数は減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）で2,180人となっています。



資料：庁内資料

③ いじめ認知件数の推移

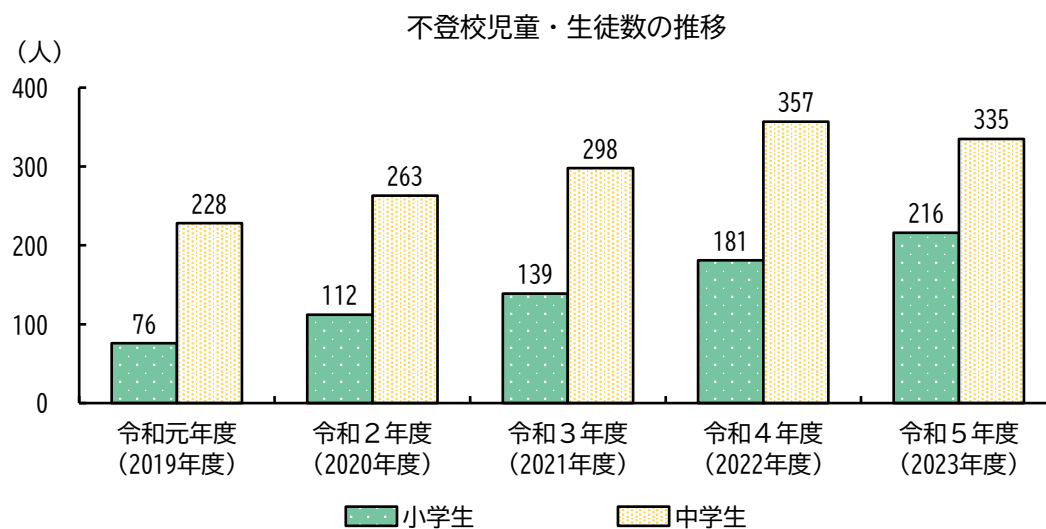
本市のいじめ認知件数は増減を繰り返しており、令和5年度（2023年度）で2,274件となっています。



資料：庁内資料

④ 不登校児童生徒数の推移（30日以上欠席）

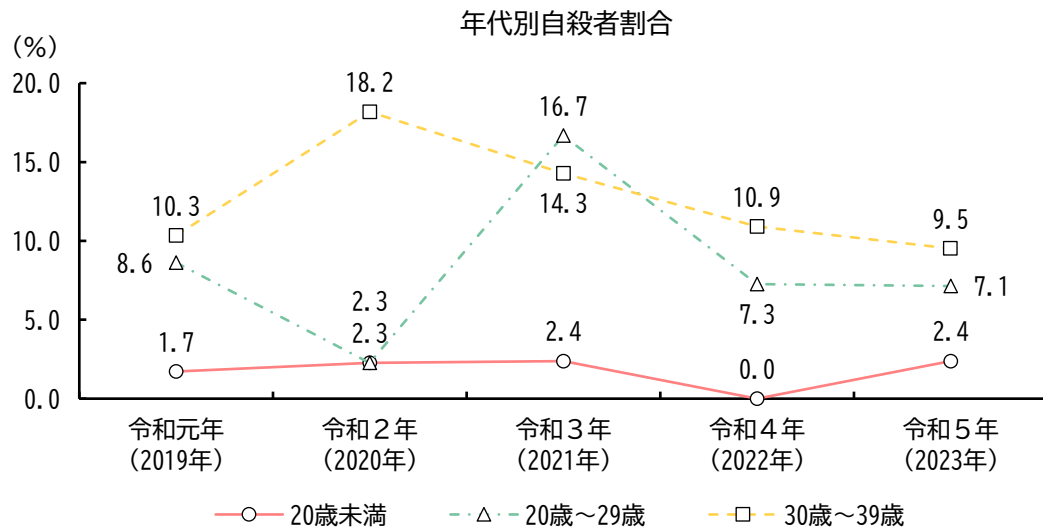
本市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和5年度（2023年度）で小学生が216人、中学生は335人となっています。



※ 小学生・中学生には、それぞれ義務教育学校前期課程・後期課程を含む
資料：庁内資料

⑤ 年代別自殺者割合

本市における自殺者割合は、増減を繰り返しており、令和5年（2023年）の自殺者の年代は、20歳未満は2.4%、20歳～29歳は7.1%、30歳～39歳は9.5%となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料

4 アンケート調査結果からみえる八尾市の現状

(1) ひとり親家庭等へのアンケート調査

調査概要

① 調査の目的

ひとり親家庭をめぐるさまざまな状況を踏まえ、自立を促進するための支援のあり方やこれからの施策の方向性を検討するため。

② 調査対象

児童扶養手当受給資格者

③ 調査期間

令和5年（2023年）8月1日～令和5年（2023年）8月31日

④ 調査方法

郵送配布・児童扶養手当現況届会場にて回収

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,643通	1,793通	67.8%

⑥ その他

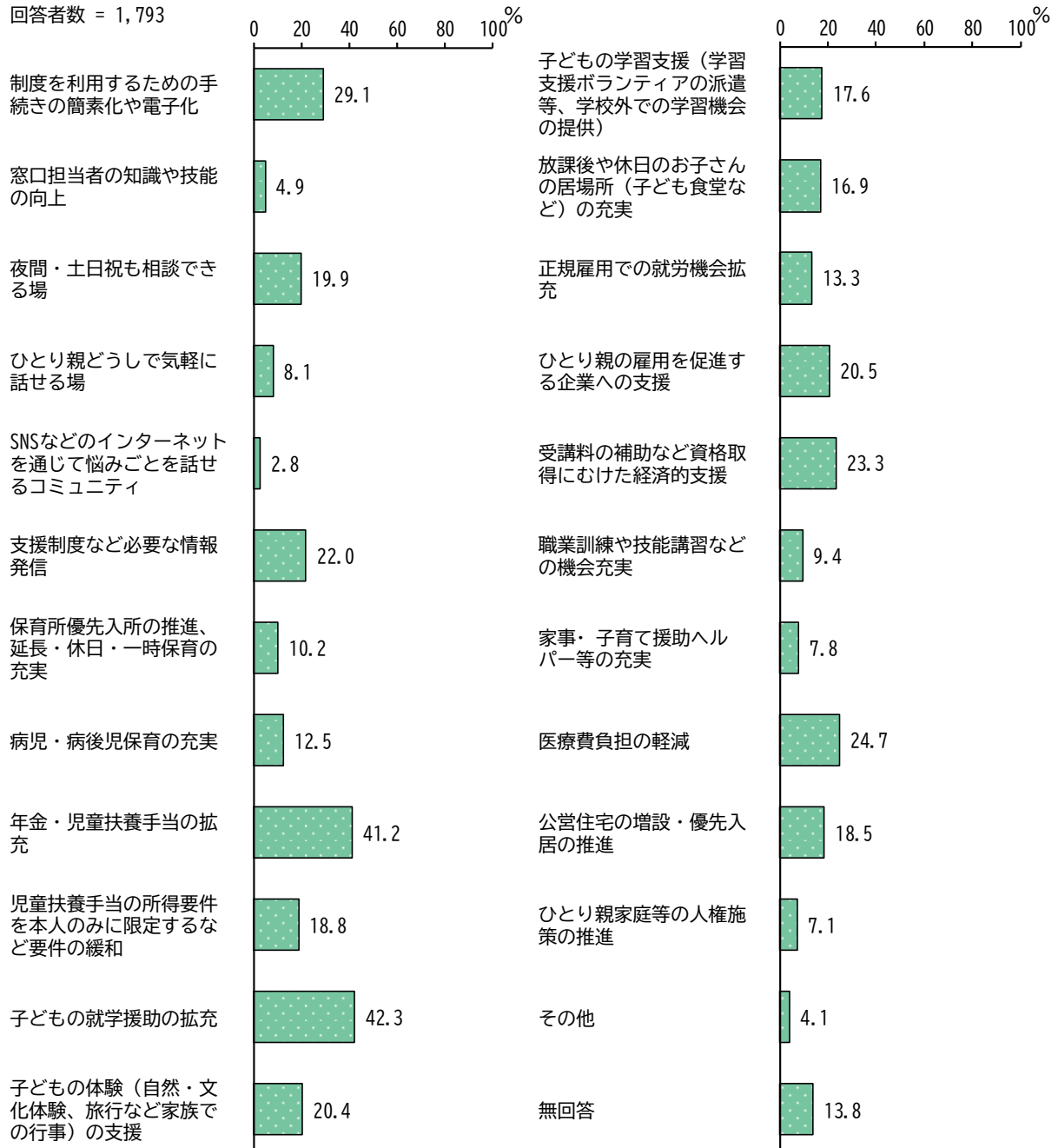
寡婦の状況について、ひとり親家庭や寡婦の相談に応じている八尾市母子父子福祉推進委員へヒアリングを行いました。

調査結果

① 現在、望むこと（複数回答）

「子どもの就学援助の拡充」の割合が42.3%と最も高く、次いで「年金・児童扶養手当の拡充」の割合が41.2%、「制度を利用するための手続きの簡素化や電子化」の割合が29.1%となっています。

回答者数 = 1,793

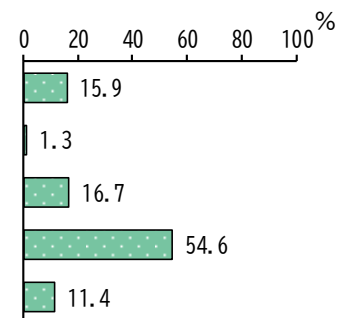


② 養育費の取り決め、受け取り状況

「取り決めをしておらず、受け取っていない」の割合が54.6%と最も高く、「取り決めをしているが、受け取っていない」の割合は16.7%、「取り決めをしており、受け取っている」の割合は15.9%となっています。

回答者数 = 1,793

取り決めをしており、受け取っている
特に取り決めはしていないが、受け取っている
取り決めをしているが、受け取っていない
取り決めをしておらず、受け取っていない
無回答



③ 母子父子福祉推進委員へのヒアリング

「子どもが成人すると医療助成がなくなってしまうが、そのころに親は病気がちになるため、医療費が心配」など、子どもが自立した後の経済面についての意見がありました。一方で、子どもが自立したことで、子どもに係る負担が軽減されたという意見もありました。

④ 考 察

ひとり親が望むことについて、「子どもの就学援助の拡充」という回答の割合が最も高く、次いで「年金・児童扶養手当の拡充」となっています。大阪府と共同実施した子どもの生活に関する実態調査（P85参照）からも、ひとり親世帯、とりわけ母子世帯が厳しい状況に置かれていることから、世帯の状況に合わせた生活・経済支援が必要です。

離別した相手との間で、養育費の取り決めや受け取りの状況については、「取り決めをしておらず、受け取っていない」の割合が最も高く、子どもを監護・教育するために必要な養育費の取り決めを行うための支援が必要となっています。

さらに、寡婦となった親についても、状況に応じて必要な支援につなぐことができるよう、継続的な相談支援を行う必要があります。

(2) 大阪府子どもの生活に関する実態調査（八尾市）

調査概要

① 調査の目的

子どもと保護者の日常生活を調査し、実情に応じた子どもの支援のあり方を検討し、必要な施策を進めるため。

② 調査対象

八尾市立小学校5年生（義務教育学校前期課程5年生）・その保護者（2,139世帯）

八尾市立中学校2年生（義務教育学校後期課程8年生）・その保護者（2,007世帯）

③ 調査期間

令和5年（2023年）9月7日～令和5年（2023年）9月30日

④ 調査方法

市内の公立小中・義務教育学校を通じて配布・郵送又はWEBにて回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学5年生	2,139通	749通 郵送 437通 WEB 312通	35.0%
小学5年生の保護者	2,139通	697通 郵送 434通 WEB 263通	32.6%
中学2年生	2,007通	496通 郵送 247通 WEB 249通	24.7%
中学2年生の保護者	2,007通	449通 郵送 256通 WEB 193通	22.4%
小学5年生・中学2年生合計	4,146通	1,252通 郵送 691通 WEB 561通	30.2%
小学5年生の保護者・ 中学2年生の保護者合計	4,146通	1,327通 郵送 705通 WEB 622通	32.0%
計	8,292通	2,579通 郵送 1,396通 WEB 1,183通	31.1%

「計」、「小学5年生・中学2年生合計」、「小学5年生保護者・中学2年生保護者合計」については、学年不明分を含んだものとなっています。

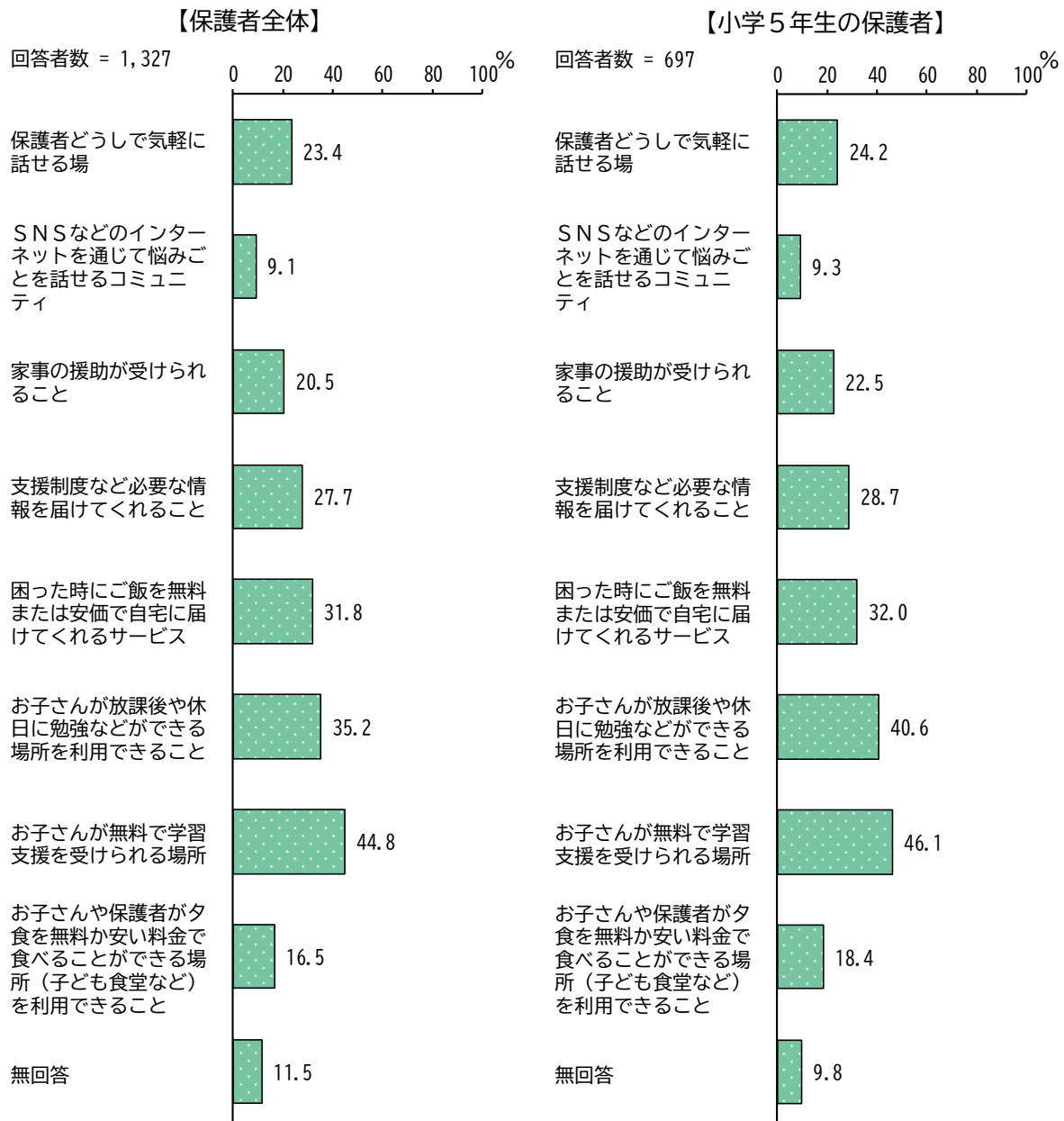
調査結果

① 身近にあるといいと思うこと（複数回答）

保護者全体は、「お子さんが無料で学習支援を受けられる場所」が44.8%で最も多く、次いで「お子さんが放課後や休日に勉強などができる場所を利用できること」が35.2%、「困った時にご飯を無料または安価で自宅に届けてくれるサービス」が31.8%となっています。

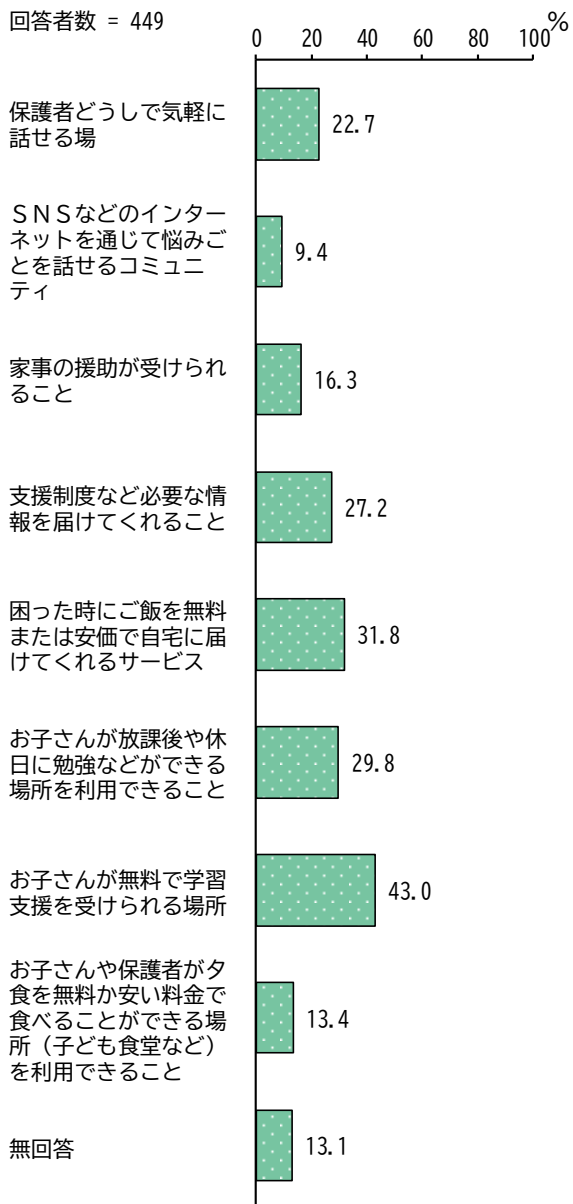
小学生の保護者は、「お子さんが無料で学習支援を受けられる場所」が46.1%で最も多く、次いで「お子さんが放課後や休日に勉強などができる場所を利用できること」が40.6%、「困った時にご飯を無料または安価で自宅に届けてくれるサービス」が32.0%となっています。

中学生の保護者は、「お子さんが無料で学習支援を受けられる場所」が43.0%で最も多く、次いで「困った時にご飯を無料または安価で自宅に届けてくれるサービス」が31.8%、「お子さんが放課後や休日に勉強などができる場所を利用できること」が29.8%となっています。



【中学2年生の保護者】

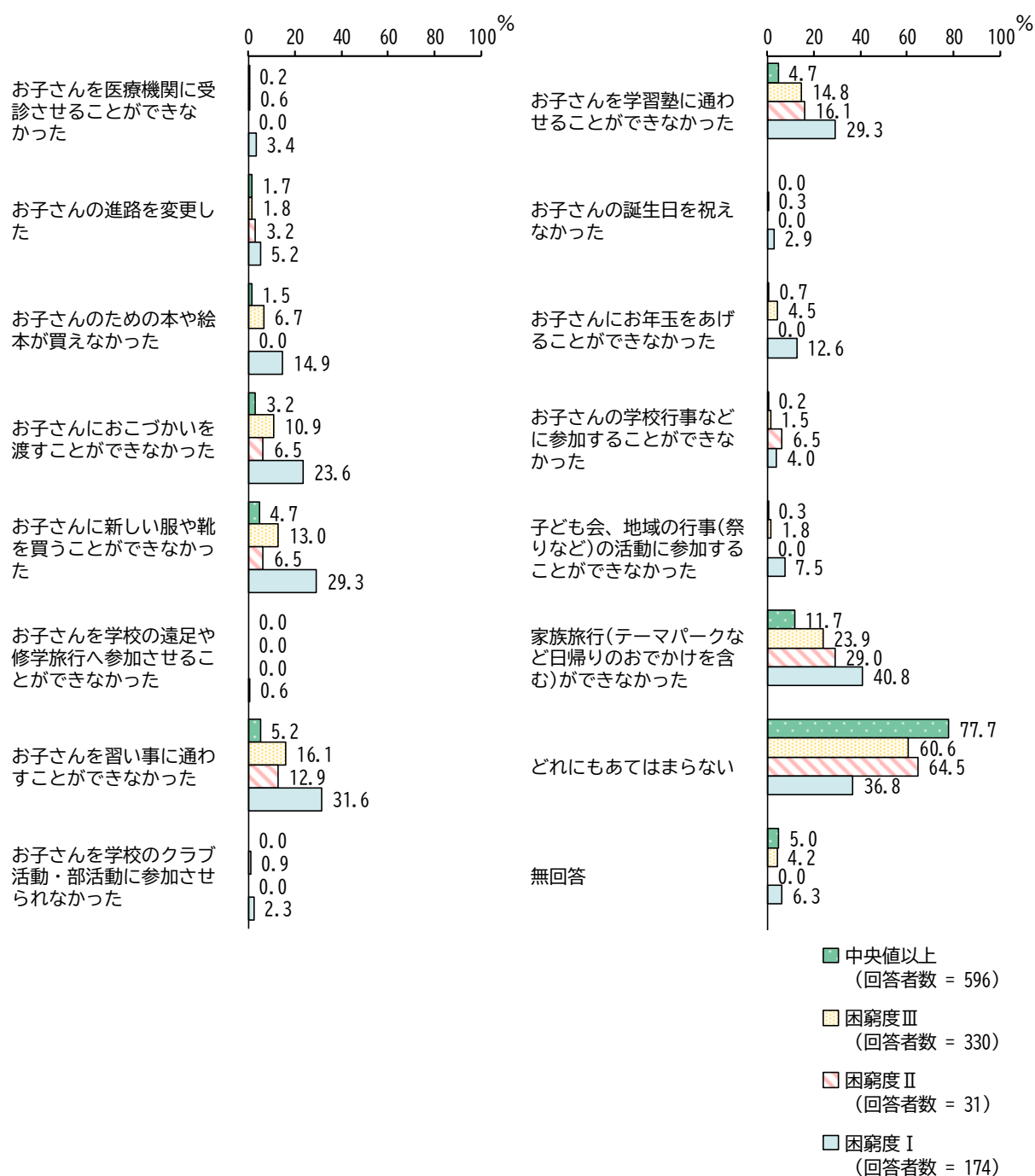
回答者数 = 449



② 困窮度別に見た、子どもへの経済的な理由による経験（複数回答）

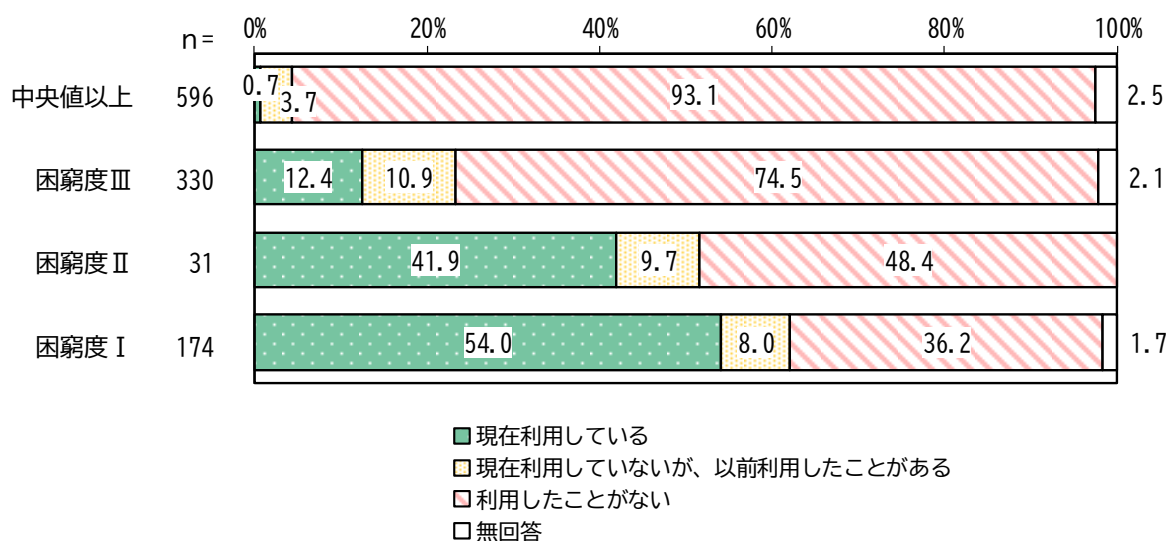
困窮度別に子どもへの経済的な理由による経験を見ると、中央値以上群と困窮度Ⅰ群間で差が大きい項目に着目しながら、困窮度Ⅰ群を見ると、「子ども会、地域の行事(祭りなど)の活動に参加することができなかった」が7.5%（中央値以上群に対して25.0倍）、「お子さんの学校行事などに参加することができなかった」が4.0%（同じく20.0倍）、「お子さんにお年玉をあげることができなかった」が12.6%（同じく18.0倍）となっています。

また、「どれにもあてはまらない」は中央値以上群で77.7%に対して、困窮度Ⅰ群において36.8%となっています。



③ 困窮度別に見た、就学援助の利用状況

困窮度別に就学援助の利用状況を見ると、困窮度が高まるにつれ「現在利用している」と回答した割合が高くなっています。困窮度Ⅰ群では、「現在利用している」と回答した割合が54.0%と最も高くなっています。



困窮度とは、世帯所得を基に「等価可処分所得」を試算し分類する家庭の経済状況の目安となる考え方です。

等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のことです。

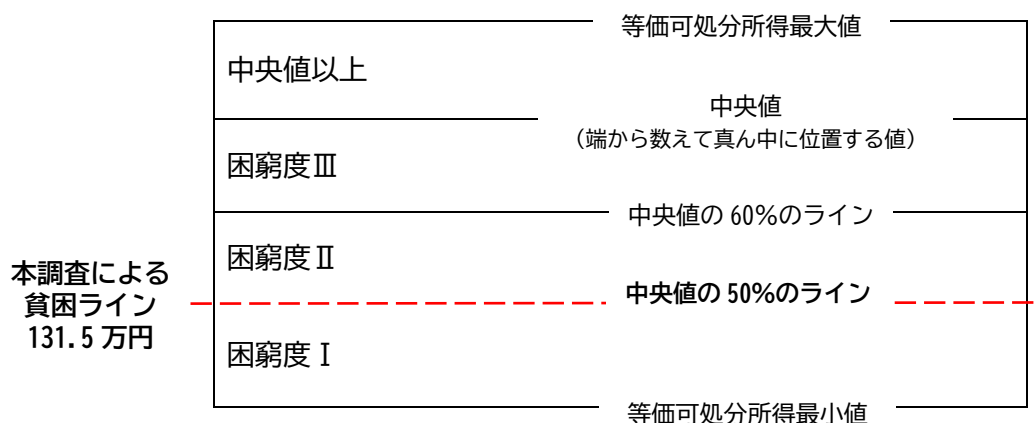


図 困窮度の分類と基準

④ 考 察

保護者が身近にあればよいと考えるものとして、「無料で学習支援が受けられる場所」、「放課後や休日に勉強などができる場所を利用できること」と回答した割合が高くなっている状況です。また、子どもの学習状況については、困窮世帯ほど授業以外の勉強時間が少なく、学習理解度も低い傾向となっています。こどもが経済的な理由で夢や希望を諦めることがないように必要な支援や関連する情報提供を行うことが必要です。

また、困窮度別にみると「家族旅行（日帰りでのお出かけを含む）ができなかった」という項目について差が大きいなど、所得により体験の機会に格差があるとみられる結果となりました。多様な体験活動や外遊びの機会は、自己肯定感や自己有用感を高め、こどもが本来もっている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍しくために必要なものです。そのため、こどもやその保護者にとって、身近なところに居場所や体験交流できる場が必要です。

就学援助の利用状況について、可処分所得の結果から考えても、本来受けることができるとされる世帯でも利用率が低く、また、利用しない理由については、ほとんどが「自身が該当しない」という回答です。必要な人に必要な制度を正しく知らせ、スティグマを無くして受けやすくする工夫が必要です。

(3) 中学校卒業後の子どもに関するアンケート調査

調査概要

① 調査の目的

生活の中での悩みや困りごとなどを聴き、それらの解決に必要な支援策の検討や具体的な対応を行うため。

② 調査対象

平成17年（2005年）4月2日～平成20年（2008年）4月1日生まれの方
（高校1年生から高校3年生相当の年齢の方）

③ 調査期間

令和5年（2023年）10月30日～令和5年（2023年）11月24日

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収及びWEB回答

⑤ 回収状況

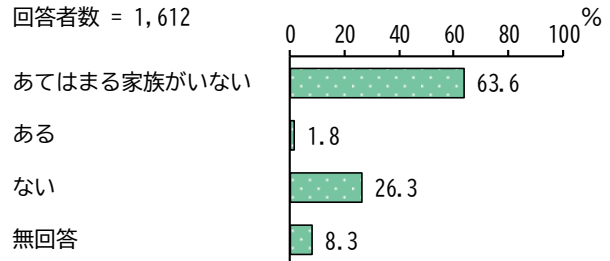
配布数	有効回答数	有効回答率
7,020通	1,612通	23.0%
	郵送 1,270通	
	WEB 342通	

調査結果

① 世話を必要としている家族のことや、世話をしていることについて相談したか

「あてはまる家族がいない」の割合が63.6%と最も高く、次いで「ない」の割合が26.3%となっています。

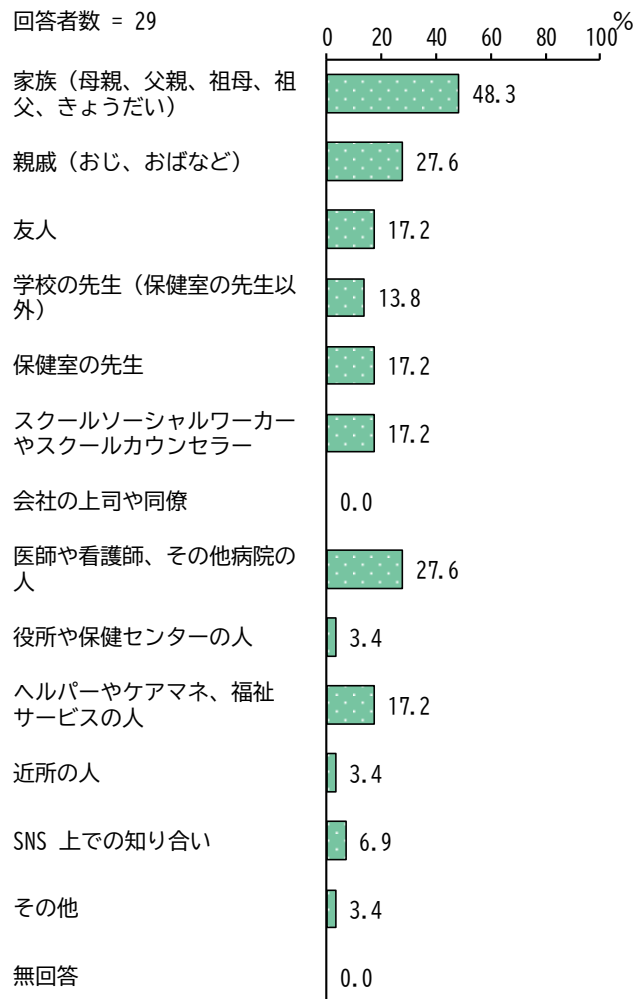
回答者数 = 1,612



② 相談した相手（複数回答）

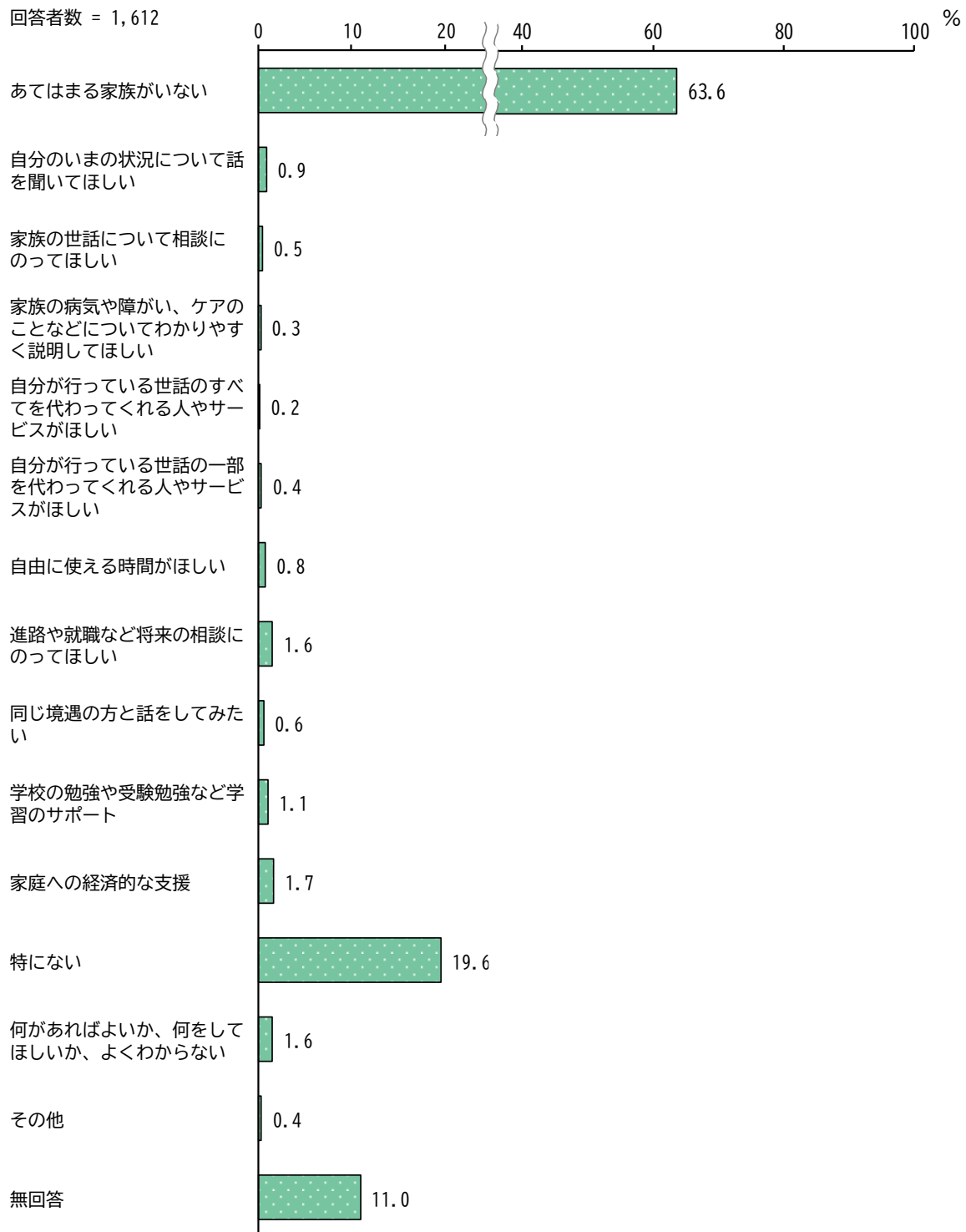
「家族（母親、父親、祖母、祖父、きょうだい）」の割合が48.3%と最も高く、次いで「親戚（おじ、おばなど）」の割合が27.6%となっています。親族に次いで、「医師や看護師、その他病院の人」、「保健室の先生」「スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー」「ヘルパーやケアマネ、福祉サービスの人」などの割合が高くなっています。「役所や保健センターの人」の割合は全体の中でも低くなっており、公的相談機関への相談がやや低い傾向にあることが示されています。

回答者数 = 29



③ 世話を必要としている家族や家庭のことについて求めること（複数回答）

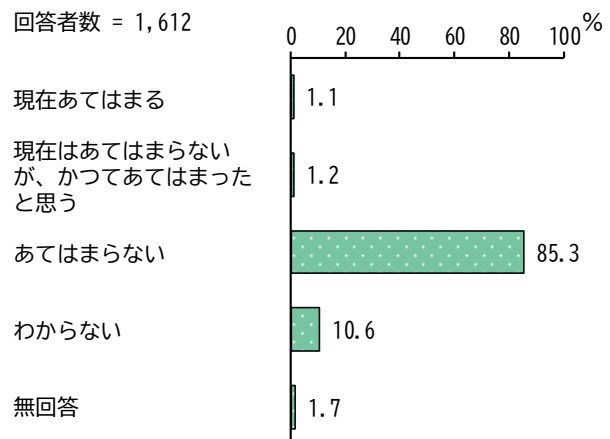
「あてはまる家族がない」の割合が63.6%と最も高く、次いで「特にない」の割合が19.6%となっており、希望する具体的な支援の回答が低くなっています。



④ 「ヤングケアラー（または若者ケアラー）」にあてはまると思うか

「あてはまらない」の割合が 85.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 10.6%となっています。

回答者数 = 1,612



【世話をしている家族の有無別】

世話をしている家族がいる回答者において、47.8%が自らをヤングケアラーにはあてはまらないとしています。実際に行っている世話の内容にもよりますが、情報が行きわたらずに自身の置かれている状況を困難なものだとみなしていない可能性もあるため、一層の周知・啓発を行っていくことが有効であると考えられます。

単位：％

区分	回答者数 (件)	現在あてはまる	現在はあてはまらないが、かつてあてはまったと思う	あてはまらない	わからない	無回答
全 体	1,612	1.1	1.2	85.3	10.6	1.7
世話をしている家族がいる	90	8.9	5.6	47.8	36.7	1.1
世話をしている家族がいない	1,465	0.6	1.0	88.1	9.1	1.2

⑤ 考 察

世話をしている家族がいる場合に「世話について相談をしたことがある」と回答した割合が低く、相談機関への相談割合も低い状況です。当事者自らが専門的・公的相談機関に相談する可能性は少ないと想定されることから、社会全体がヤングケアラーに関する知識や理解を深めるとともに、地域の中で、ヤングケアラーではないかとの気づきを福祉分野の関係者等が、適切に相談機関へつなげることができるネットワークを構築していく必要があります。

また、ヤングケアラーの置かれている状況はさまざまで、求める支援も多様かつ複合的な状況です。ヤングケアラーということで、子ども・子育てという視点のみから支援策を検討するのではなく、「ひとり親」「高齢者」等といった複合的な視点に立った支援を検討することが重要です。

一方、世話をしている家族がいる場合でも、自らをヤングケアラーにあてはまるとは考えていない子どもが半数近くいる状況です。世話をすることをポジティブに考えている子どもがいるということを考慮して、支援を必要とする困難な状況とだけ捉えるのではなく、より多面的に捉えて検討することが必要です。

(4) 子育て支援に関するアンケート調査

調査概要

① 調査の目的

子育て世帯へ子ども・子育て支援に関する施設やサービスの利用等について、現状と希望を問い、子育て支援について検討を行うため。

② 調査対象

就学前児童のいる家庭から無作為抽出した3,500人

③ 調査期間

令和5年(2023年)12月1日～令和5年(2023年)12月22日

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収及びWEB回答

⑤ 回収状況

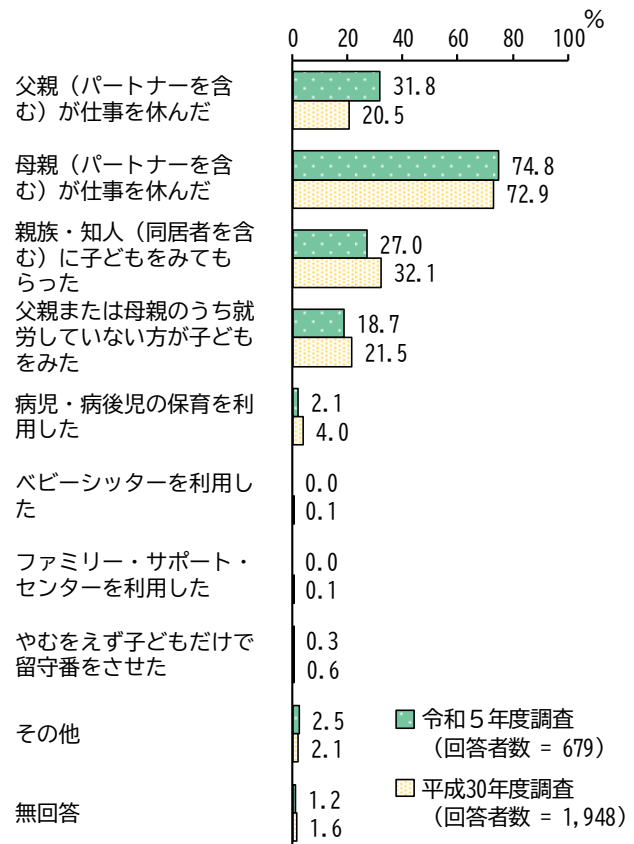
配布数	有効回答数	有効回答率
3,500通	1,568通	44.8%
	郵送 996通	
	WEB 572通	

調査結果

① 病気やけがで施設やサービスを利用できなかった場合に行った対処方法 (複数回答)

「母親（パートナーを含む）が仕事を休んだ」の割合が74.8%と最も高く、次いで「父親（パートナーを含む）が仕事を休んだ」の割合が31.8%、「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」の割合が27.0%となっています。

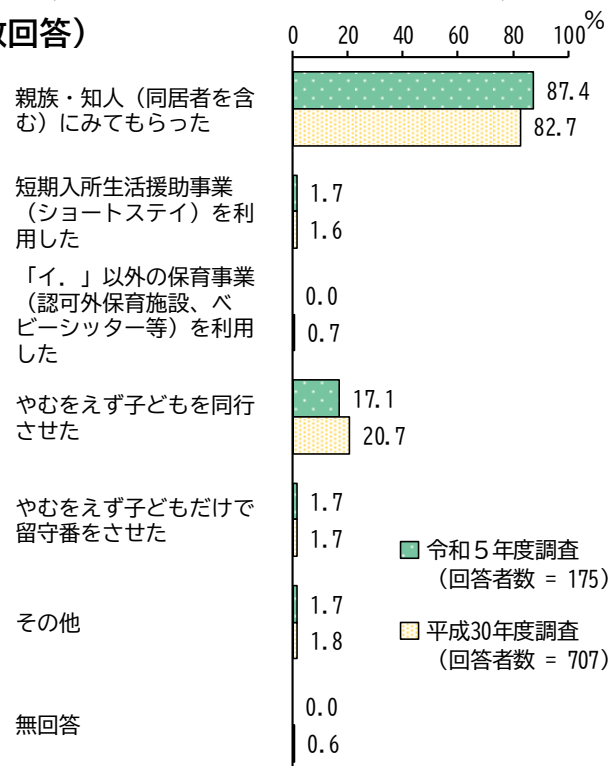
平成30年度調査と比較すると、「父親（パートナーを含む）が仕事を休んだ」の割合が増加しています。一方、「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」の割合が減少しています。



② 保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）等で泊りがけで家族以外にみてもらう場合の対処方法（複数回答）

「親族・知人（同居者を含む）にみてもらった」の割合が87.4%と最も高く、次いで「やむをえず子どもを同行させた」の割合が17.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「親族・知人（同居者を含む）にみてもらった」の割合が増加しています。

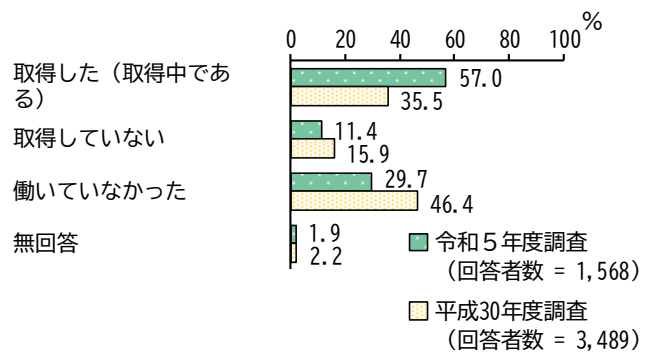


③ 育児休業の取得状況

【母親】

「取得した（取得中である）」の割合が57.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が29.7%、「取得していない」の割合が11.4%となっています。

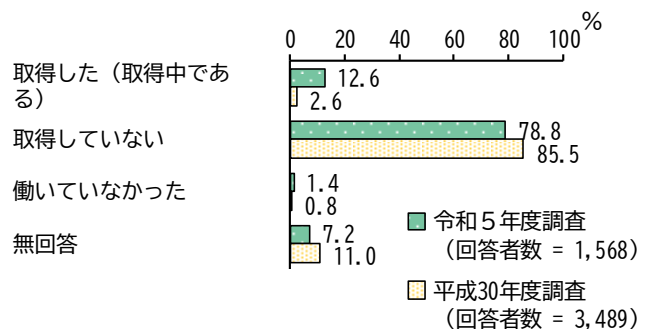
平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



【父親】

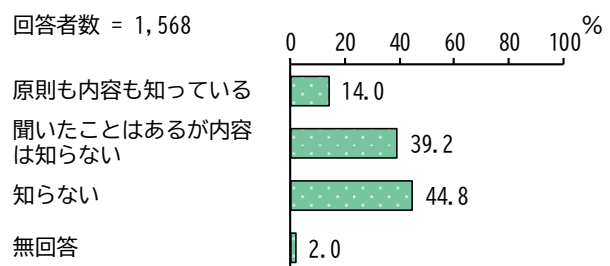
「取得していない」の割合が78.8%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が12.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



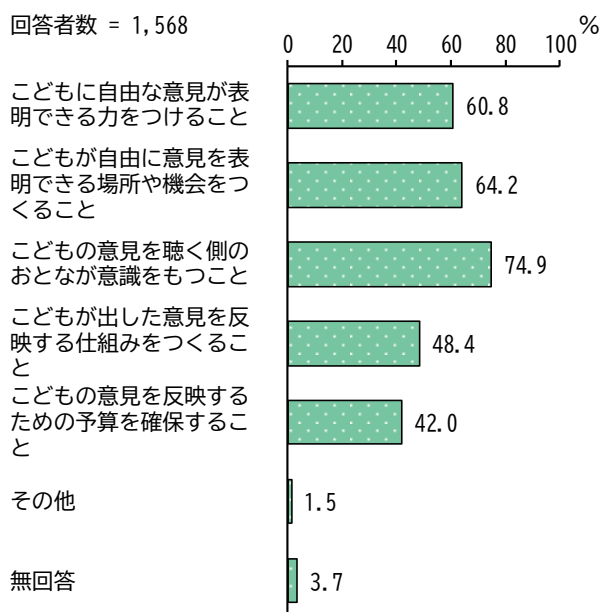
④ 「子どもの権利条約」の認知度

「知らない」の割合が44.8%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容は知らない」の割合が39.2%、「原則も内容も知っている」の割合が14.0%となっています。



⑤ こどもの意見表明や意見反映を実現するために必要なこと（複数回答）

「こどもの意見を聴く側のおとなが意識をもつこと」の割合が74.9%と最も高く、次いで「こどもが自由に意見を表明できる場所や機会をつくること」の割合が64.2%、「こどもに自由な意見が表明できる力をつけること」の割合が60.8%となっています。



⑥ 考 察

病気やけが、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）等の際にごく少数ですが「やむをえず子どもだけで留守番をさせた」という回答がみられました。詳しい当事者の状況はわかりませんが、保護者等が、制度を知らなかったり、知人や親族がおらず孤立した環境にあり、周囲に相談できる人や機関がなかった可能性も考えられることから、身近な場所に相談できる支援体制が必要です。

また、育児休業については、母親、父親ともに取得しているという回答が増加しており、保育ニーズの高まりが予測されます。一方で、取得できない理由は、母親は多岐にわたりますが、父親は「仕事が忙しかった」や「取りにくい雰囲気があった」などの回答が多くあります。今後も、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行うことが必要です。

こども基本法で定められた子どもの権利については、保護者の認知度が低い状況となっており、一層、子どもの権利の理解の醸成に向けて、啓発することが必要です。また、こどもの意見表明や意見反映を実現するために必要なことでは、「こどもの意見を聴く側のおとなが意識をもつこと」が最も高く、次いで「こどもが自由に意見を表明できる場所や機会をつくること」、「こどもに自由な意見が表明できる力をつけること」となっており、こどもが自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

(5) こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査

調査概要

① 調査の目的

こども・若者へふだんの生活や希望を問い、これからのこども・若者育成支援事業や取り組みの改善・充実にむけた検討を行うため。

② 調査対象

15歳～39歳から無作為抽出した3,000人

③ 調査期間

令和5年（2023年）12月1日～令和5年（2023年）12月22日

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収及びWEB回答

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
3,000通	804通	26.8%
	郵送 276通	
	WEB 528通	

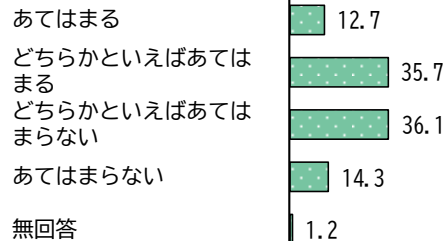
調査結果

① あなた自身にあてはまること

【自分に自信がある】

「どちらかといえばあてはまらない」の割合が36.1%と最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまる」の割合が35.7%、「あてはまらない」の割合が14.3%となっています。

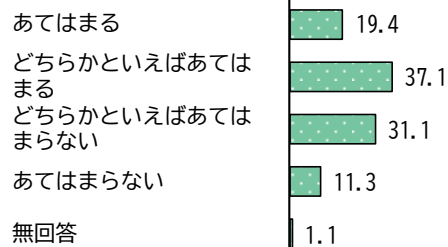
回答者数 = 804



【いろいろなことに積極的に挑戦することができる】

「どちらかといえばあてはまる」の割合が37.1%と最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」の割合が31.1%、「あてはまる」の割合が19.4%となっています。

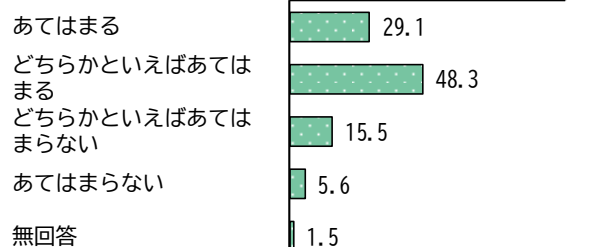
回答者数 = 804



【社会のために役に立つことをしたい】

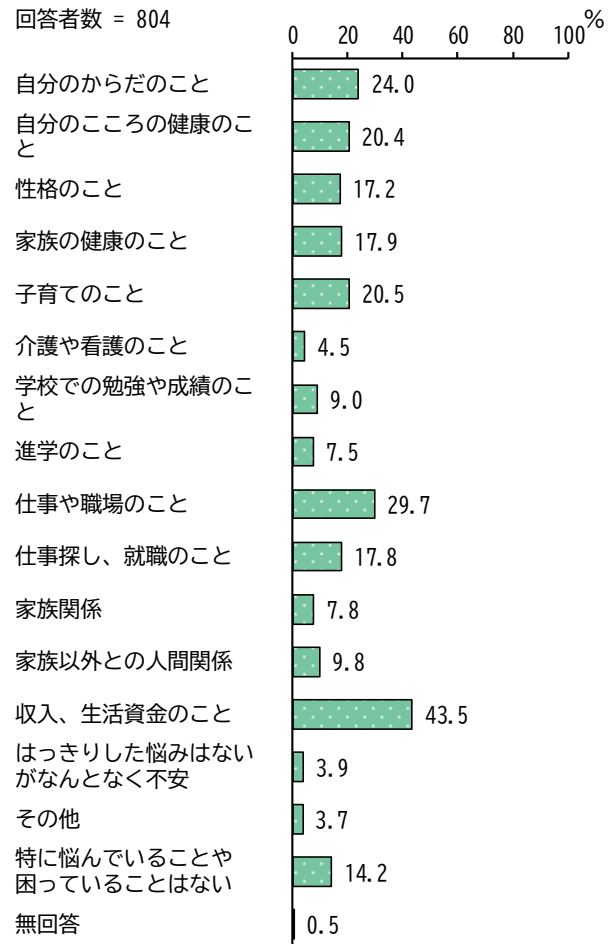
「どちらかといえばあてはまる」の割合が48.3%と最も高く、次いで「あてはまる」の割合が29.1%、「どちらかといえばあてはまらない」の割合が15.5%となっています。

回答者数 = 804



② 現在、悩んでいることや困っていること（複数回答）

「収入、生活資金のこと」の割合が43.5%と最も高く、次いで「仕事や職場のこと」の割合が29.7%、「自分のからだのこと」の割合が24.0%となっています。



③ 困ったときは助けてくれる人の有無

「いいえ」の割合が36.8%と最も高く、次いで「どちらかといえばはい」の割合が26.6%、「はい」の割合が19.7%となっています。

回答者数 = 804

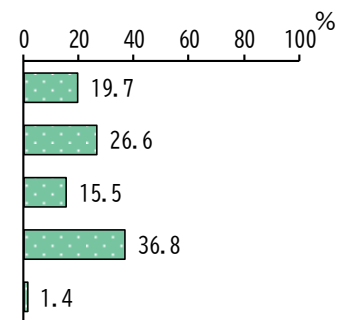
はい

どちらかといえばはい

どちらかといえはいえ

いいえ

無回答



【ひきこもり類別】

ひきこもり類別にみると、広義のひきこもり群で「どちらかといえばはい」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	はい	どちらか といえば はい	どちらか といえ はいえ	いいえ	無 回答
全 体	804	19.7	26.6	15.5	36.8	1.4
広義のひきこもり群	24	—	37.5	16.7	45.8	—
親和群	97	26.8	15.5	11.3	46.4	—
一般群	669	19.3	27.8	16.4	35.4	1.0

④ 考 察

自分にあてまるものとして、「自分に自信がある」、「積極的に挑戦することができる」という回答は半数程度でした。一方で「社会のために役に立つことをしたい」という回答が高い状況です。若者の挑戦の後押しや、挑戦する体験を通し、自己肯定感や自己有用感を高める取り組みが必要です。

また、現在、悩んでいることや困っていることについて、「収入、生活資金のこと」という回答が最も高く、次いで「仕事や職場のこと」となっており、経済的なこと、就労のことで悩んだり困っている状況です。若者の就労支援として、引き続き、就労に悩みをもつ若者が円滑に就職できるよう、きめ細やかな相談対応のほか、その若者の個性やもつ力に応じた支援が必要です。また、ハローワーク等と連携しながら若者への包括的な就労支援が必要となっています。

ひきこもり傾向がある人で、「困ったときは助けてくれる人がいる」の割合が低くなっています。そのため、さまざまな媒体を用いた情報発信を行うとともに、ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。また、複雑化・複合化した課題に対しては包括的な対応が求められており、関係機関等と連携した対応が必要です。

5 指標一覧

基本方向 1

こどもの視点で最善の利益を考える
「こどもまんなか社会」の実現に向けた
取り組みや支援を行います

(1) こどもの視点で考える社会づくり

アウトプット指標	(参考) 令和5年度(2023年度)実績
ひゅーまんフェスタに参加した人の数	736人
八尾市こどもサイト「あつまれ八尾っ子!!」に集まったこどもの意見の数	-

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

アウトプット指標	(参考) 令和5年度(2023年度)実績
がんばる「八尾っ子」応援事業で表彰を受ける団体・個人の数	14件
こどもの居場所づくり事業補助金交付団体の実施するこどもの居場所延べ参加者数	4,469人

(3) 途切れることのないこどもへの支援

アウトプット指標	(参考) 令和5年度(2023年度)実績
子ども・子育てに関する総合相談件数	15,216件
地域交流会の開催回数	3回
こどもの居場所把握団体数	23団体

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策

アウトプット指標	(参考) 令和5年度(2023年度)実績
学習支援事業への延べ参加人数	5,260人
就労支援対象プランを作成した者のうち、就労開始または増収につながった者の割合	49%

（５）多文化共生の推進

アウトプット指標	(参考) 令和５年度（2023年度）実績
外国人相談事業件数	2,192件

（６）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

アウトプット指標	(参考) 令和５年度（2023年度）実績
児童発達支援センター事業への通所児童数	92人
児童発達支援、放課後等デイサービスの実利用者数	1,314人
支援を要する児童生徒の課題改善率	96.6%

（７）児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラー等への支援

アウトプット指標	(参考) 令和５年度（2023年度）実績
児童虐待相談件数	9,620件
児童育成支援拠点事業（居場所）の利用人数	-
子育て世帯訪問支援事業（ヘルパー派遣）の利用件数	91件
要支援児童等見守り強化事業（配食）の利用件数	6件

（８）こどもの心身の安全を守る取り組み

アウトプット指標	(参考) 令和５年度（2023年度）実績
精神保健福祉相談延べ件数	5,868件
防犯灯補助灯数	326灯
赤ちゃんの駅登録施設数	53施設
青少年健全育成に関する地区住民懇談会の実施地区数	15地区
「こども110番の家」掲出協力戸数	3,559戸

基本方向 2

ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します

(1) 子どもが健やかに育ち、育ちあう環境づくり ～子どもの誕生前から幼児期～

アウトプット指標	(参考) 令和5年度(2023年度)実績
妊婦の把握率	99.4%
1歳6か月児健康診査の受診率	96.5%
保育入所受入れ枠	8,791人
市内で働く保育士・保育教諭数	1,684人

(2) 子どもが成長できる社会づくり～学童期・思春期～

アウトプット指標	(参考) 令和5年度(2023年度)実績
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	80.2%
放課後児童室の待機児童数	0人
いじめからこどもを守る八尾づくり推進事業相談対応件数	320件

(3) 若者が希望をもち自立・チャレンジできる環境づくり～青年期～

アウトプット指標	(参考) 令和5年度(2023年度)実績
地域就労支援センターにおける相談者の雇用達成の割合	30.2%
若者相談窓に相談のあった人数(実相談人数)	78人

基本方向3

保護者が安心して子育てができる環境を確保します

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

アウトプット指標	(参考) 令和5年度(2023年度)実績
児童手当給付対象児童数	28,046人
幼児教育・保育の無償化認定者数	1,078人

(2) 地域での子育て支援、家庭教育支援の充実

アウトプット指標	(参考) 令和5年度(2023年度)実績
地域子育て支援拠点事業での子育て相談件数	4,791件
家庭教育学級の延べ実施回数	7回

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

アウトプット指標	(参考) 令和5年度(2023年度)実績
男女共同参画が実現していると思う市民の割合	27.7%

(4) ひとり親家庭等への支援

アウトプット指標	(参考) 令和5年度(2023年度)実績
母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給件数	22件
母子・父子自立支援員への相談件数	403件

6 八尾市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 24 号

改正

令和 5 年 3 月 27 日条例第 3 号

八尾市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、本市に八尾市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) その他本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募の市民（法第 6 条第 2 項に規定する保護者を含む。）

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 子ども・子育て会議は、専門的事項を分掌させるため必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、子ども・子育て会議に属する委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に座長及び副座長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 座長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

- 第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席)

- 第8条 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 最初に招集される子ども・子育て会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（令和5年3月27日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

7 八尾市子ども・子育て会議委員名簿

(令和6年(2024年)8月29日現在)

条例による 委員区分	機 関	委員氏名	子ども・子育て 支援事業計画 策定部会
学識経験を 有する者	神戸常盤大学教育学部教授	中西 利恵	
	常磐会短期大学学長	農野 寛治	●
関係団体の 推薦を 受けた者	八尾市母子寡婦福祉会	石本 純子	
	連合大阪八尾柏原地区協議会	岡田 庸子	●
	八尾市女性団体連合会	檜本 佳子	
	八尾市青少年育成連絡協議会	権田 崇	
	一般社団法人 八尾市医師会	玉田 育子	
	八尾市地区福祉委員長連絡協議会	中野 照子	
	八尾市民生委員児童委員協議会	原 淳子	
	一般財団法人 八尾市人権協会	松田 直美	
	八尾市自治振興委員会	山中 あや子	
子ども・ 子育て支援 に関する 事業に従事 する者	八尾私立保育連盟	木村 百合加	●
	放課後児童健全育成事業者	工藤 梨沙	●
	八尾市私立幼稚園協会	竹川 英子	●
	八尾市校長会	中田 一誠	●
	つどいの広場代表者会議	中谷 弘子	●
公募の市民	公募委員	諏訪 和之	●
	公募委員	田村 友之	●
	公募委員	矢野 香織	●

(各委員区分毎の氏名五十音順・敬称略)

8 八尾市切れ目のない支援推進会議設置要綱

（目的）

第1条 すべての子ども・若者の健やかな育ちを保障し、「子どもの最善の利益」を最優先としつつ、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、子ども・若者の成長や家庭状況に応じた切れ目のない支援の実現を目指し、本市の子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するため、八尾市切れ目のない支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- （1）結婚・妊娠・出産・子育て・学校教育等、子ども・若者の育ちに応じた支援の検討、取組みの実施、及び推進に関すること。
- （2）子どもの貧困対策の推進に関すること。
- （3）本市の子どもに関する各種計画の推進、見直しに関すること。
- （4）その他本市における子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するために必要となる事項に関すること。

（組織等）

第3条 推進会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1）健康福祉部地域共生推進課長
- （2）健康福祉部健康推進課長
- （3）こども若者部こども若者政策課長
- （4）こども若者部こども・いじめ何でも相談課長
- （5）こども若者部こども健康課長
- （6）こども若者部こども施設運営課長
- （7）こども若者部保育・こども園課長
- （8）教育委員会事務局教育政策課長
- （9）教育委員会事務局学校教育推進課長
- （10）教育委員会事務局教育センター所長
- （11）教育委員会事務局生涯学習課長

2 推進会議は、協議事項に応じて、前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

3 推進会議には座長を置き、座長はこども若者政策課長をもって充て、必要に応じて座長が会議を招集する。

4 座長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるときなど、必要があると認めるときは書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(ワーキング会議)

第4条 推進会議の運営を円滑に行うために、推進会議の下にワーキング会議を置くことができる。

2 ワーキング会議は、推進会議を組織する担当部署の実務担当者をもって組織する。

3 ワーキング会議は、協議事項に関係のある関係課のみで開催することができる。

(アドバイザー)

第5条 検討会議には、専門的な立場から助言を行うアドバイザーを置くことができる。

2 座長は、必要があると認めるときは、アドバイザーの会議への出席、または、助言を求めることができる。

3 アドバイザーの謝礼は、会議等に出席した日一日につき、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」(昭和31年八尾市条例第166号)に定める範囲内において、別に定める。

(庶務)

第6条 推進会議に関する庶務は、こども若者部こども若者政策課が行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し、必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

9 用語集

【ア行】

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

アドボケイト

社会的に弱い立場にある人の権利を代弁・擁護する人のこと。

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶための仕組みのこと。地域の子どもができる限りともに学ぶことに配慮しつつ、どの子も授業が分かり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、精神的及び身体的な能力等を可能限り発達させ、生きる力をつけていくことをねらいとしている。そのシステムの構築のために、個人に必要な合理的配慮をしつつ、教育を着実に進めていく必要があると考えられている。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。

親子交流

こどもと離れて暮らしている親が、こどもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

【カ行】

学校評議員制度

学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくための制度のこと。

学校における働き方改革

教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方の見直しを進める取り組みのこと。

キャリア教育

こども一人ひとりが将来への希望をもち、社会で生きる力をつけるため、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を発達段階に応じて身につけるための教育のこと。

キャリア自律

個人が自身のキャリア（職業人生）に対して自ら責任をもち、自分の価値観や目標に基づいて主体的に方向性や成長を決定すること。

校内教育支援ルーム

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内に設置した部屋（居場所）のこと。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり、学習のサポートをしたりする。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目のない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う機関のこと。

こども総合支援センター「ほっぷ」

子どもの最善の利益を考え、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援を推進するため、妊娠期からおおむね 18 歳までの子どもや子育て世帯が気軽に集い、交流や相談ができる場所のこと。

子どもの権利

こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつさまざまな権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利のこと。

【サ行】

ジェンダーギャップ

賃金格差、昇進機会の不均衡、教育や政治参加の機会の違いなど、男女間に存在するさまざまな不平等のこと。

自己肯定感

長所も短所も含めて、ありのままの自分を受け入れ、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

自己有用感

他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

児童生徒

小学校に在籍する学齢期の児童（６歳から１２歳）及び中学校に在籍する学齢期の生徒（１２歳から１５歳）のこと。

社会的養育

保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育すること。

スクールカウンセラー（ＳＣ）

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員のアドバイス等を行う公認心理師・臨床心理士のこと。

スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術をもった人で、子どもたちが抱える課題についての状況や背景を見立て、その解決に向けて、福祉的な視点に立った環境改善に向けた支援を行うために、学校に配置又は派遣される人のこと。チーム支援体制を校内に構築し、役割分担や調整を行う。

スクールロイヤー

いじめや保護者とのトラブル等に係る学校の説明責任、対応のあり方について、司法の観点からアセスメントを行い、解決に向けたアドバイスをする学校の教育活動に深い見識をもった弁護士のこと。

セーフガーディング

団体の関係者または活動によって、子どもがあらゆる暴力や危険にあわないよう、予防したり適切に対応し、安心安全な活動や団体にしていく取り組みのこと。

団体の責任として、子どもの権利を侵害するような行為や危険を防いだり、子どもの安全に関わる懸念があればきちんと対策を実施することも含まれます。

【タ行】

多様な居場所

すべてのこどもたちが自分らしく過ごし、学び、成長することができるように提供される、さまざまな場所や環境のこと。これには、学校、地域の施設、家庭、放課後の活動、オンラインの場など、こどもたちが自分のニーズや興味に応じて自由に選べる場所が含まれる。

地域資源

福祉ニーズを充足させるために、利用・動員されるあらゆる物的・人的資源のこと。こども会やこども食堂のほか、地域で活動する幅広い団体や個人、場所、活動が含まれる。

【ハ行】

非認知能力

知識・技能、思考力といった認知能力と対照的に用いられる能力のこと。主に意欲・意志・情動・社会性に関わる個人の特性による能力全般を指す。

フリースクール

一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。

プレコンセプションケア

妊娠前の栄養管理や生活習慣の改善、定期的な健康チェックなど、妊娠前の健康管理やケアをさし、健康な妊娠や出産を迎えるために準備すること。

放課後子ども教室

子どもを対象として、放課後や週末等に安心・安全なこどもの活動拠点（居場所）を設け、さまざまな体験活動や交流活動などを行う活動のこと。

放課後等デイサービス

障がいのある子どもや発達に特別な支援が必要な子どもが放課後や週末等に生活能力の向上のために必要な支援や社会との交流の促進などを行う福祉サービスのこと。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な情報提供や、職業能力の向上、求職活動に関する支援等を行う相談員のこと。

【ヤ行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

幼保こ小

幼稚園、保育所（園）、こども園、小学校のこと。それぞれの一文字目をもって呼ぶ。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童、要支援児童、特定妊婦などの早期発見や適切な支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する必要な情報の交換、支援の内容に関する協議を行うことを目的に、児童福祉法第 25 条の規定に基づき設置する会議体のこと。児童福祉、保健医療、教育、人権擁護、警察・司法の各団体で構成されている。

【ラ行】

ライフコース

人が生まれてからの一生をさまざまな選択を行いながら人生を歩む多様な生き方のこと。

ロールモデル

こどもにとって模範となる人物や、特定の分野で優れた成果をあげている人や、価値観や行動が尊敬できる人など、特に若い世代や未経験者に対して、自分も同じように成功できると感じさせるような存在のこと。

【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できること。

【英数字】

DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術を活用して、サービスや業務、組織を変革すること。

NPO

“Non-profit Organization” の略で、民間非営利組織と訳される。政府や私企業と並び、独立した存在として、民間公益活動を行う組織・団体のこと。

SNS

“Social Networking Service” の略称で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。X、Facebook などが知られている。

八尾市こども計画

発行日 令和7年（2025年）3月

発行者 八尾市こども若者部こども若者政策課

住 所 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

電 話 （072）924-3988

F A X （072）924-9548

刊行物番号

みんなでつくる “こどもまんなか” ちやうまつり

